

第六十一回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第二十六号

(四〇七)

昭和四十四年五月七日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 河野 洋平君

理事 正示啓次郎君

理事 辻 寛一君

理事 西岡 武夫君

理事 本名 武君

理事 吉田 重延君

理事 久保田鶴松君

理事 多賀谷眞稔君

理事 広沢 賢一君

理事 河村 勝君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 上村千一郎君

大蔵省主計局次長 相沢 英之君

大蔵省主計局次長 海堀 洋平君

大蔵省主計局次長 吉國 二郎君

大蔵省主計局次長 澄田 智君

大蔵省主計局次長 村井 七郎君

大蔵省主計局次長 龜徳 正之君

大蔵省主計局次長 岩間英太郎君

大蔵省主計局次長 通商産業省鉱山局長 長橋 尚君

大蔵省主計局次長 石炭局長 石炭局長

大蔵省主計局次長 石炭局長

大蔵省主計局次長 石炭局長

大蔵省主計局次長 石炭局長

大蔵省主計局次長 石炭局長

大蔵省主計局次長 石炭局長

大蔵省主計局次長 石炭局長

委員外の出席者

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

議員 大蔵大臣官房審 林 大造君

案に対する修正案

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度予算から適用する。

○山下(元)委員 ただいま議題となりました石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文は印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のように、政府原案では、この法律は昭和四十四年四月一日から施行することとしたしておりますが、御説明申し上げるまでもなく、現在すでにその期日を経過いたしておりますので、これを公布の日から施行し、改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度予算から適用することに改めようとするものであります。

何とぞ御審議の上御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○田中委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

本修正案につきましては、質疑の申し出もありません。

○田中委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、山下元利君外六名提出の修正案について

採決いたします。

本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、修正部分を除いて原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

○田中委員長 ただいま議題となりました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表して、渡辺美智雄君外八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺美智雄君。

○渡辺(美)委員 四党を代表いたしまして、お手元に配付いたしました石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議についての趣旨の説明を申し上げます。

案文はお手元のとおりでありますから、朗読は省略いたします。

本附帯決議案の趣旨は、政府に対し、石炭対策特別会計の運営にあたっては、いやくも私企業の救済であるというような批判を招かないように、厳正かつ効率的に執行すべきであるというのが趣旨の主たるものであります。

御承知のとおり、石炭鉱業の再建につきましては、四十二年度から本対策が講ぜられてまいりましたが、ここに再び新対策を実施せざるを得ない事態を迎えることになったのであります。もと

より今日の石炭鉱業がもはや自力をもつてしては再建をはかることが不可能となつてゐることは否定し得ないところでございしますが、われわれは今次の対策が石炭鉱業に投入し得る財政資金の極限であると考えてゐるものであります。しかしながら、他面、石炭対策に膨大な財政資金をつぎ込むことを過保護であるというような批判のあることも事実であります。この批判にこたへるためには、まずこの際、各企業が自己の責任原則の自覚の上に立つことが最も肝要であり、再建整備会社は与えられる助成のワケ内で全力を振りしほつて事業再建に向かつて努力すべきことはまた当然であります。そしてまた、政府がそのように厳正なる指導を強く要求をしたいと思ふのであります。

特に、今回の実施することといたしてあります新石炭対策は、繰り返すまでもなく、四千五百億円に及ぶような将来巨額の財政資金の支出を伴うものでありますから、政府は租税負担をしておる国民の感情あるいは他産業との均衡、こういうことも考慮をいたして、次の二点について特別の配慮、御指導をお願いのであります。

その第一は、金融債務について、今回交付金を交付するわけでありますけれども、現在石炭企業の大手十六社の金融機関の借り入れ額は約二千三百六十八億円あります。そのうち元利補給金の第一次肩がわりの対象となつておつたものが約八百五十億円あります。こういうような状態でありまして、これらの交付金を会社の借り入れ金について今度は交付するという場合におきましては、その会社が石炭関係以外に巨額の投資あるいは融資をしておる、しかもそのお金は金融機関から借り入れておる、こういうようなものにまで政府が補給金を出さなければならぬのかということについては、非常に疑問のあるところでありまして、具体的にいへば、石炭会社がホテルをつくつてゐる、そのホテルの借金は再建会社がどこかの金融機関から借りてきておる、そうして全然別勘定になつておるのだが、実際はその借金として石炭会社に残つておる、それを政府が補給金でしりぬぐ

いをしてやるということは、とても国民感情から納得するわけにはいかない。したがつて、石炭関係以外に投融資されたために生じた石炭会社の借金、こういうようなものは、これは当該交付金の対象債務から当然控除すべきであるというのが第一点であります。

第二点は、せっかく政府が国民の税金で石炭会社の再建のために借金のしりぬぐいをしてやるというのでありますから、石炭会社もその意をくんで極力自己の経営努力というものをしてもらわなければならぬ。ところが、やもすると石炭会社が自分の土地なり何なりを系列会社等に安く売却をする、安く現物出資をする、こういうようなことがあり得ないとは申しません。それは非常に困ることでありまして、したがつて、われわれとしては、今後の問題については、再建交付金の交付を受けたためにいままでの借金の担保に入つておつた物件が解除をされる、解除をされた財産の処分等にあたりましては、これが不当に安く売られるとかあるいは時価よりも安く売られるとか、縁故関係で特別な便宜を第三者に与えられるとかいうようなことであつてはならない。したがつて、この交付金の交付によつて解除された担保物件の処分にあたつては、当該再建整備会社にとつて最も、これ以上有利な処分方法はないというやうな処分のしかたをしてもらいたい、これは当然のことであります。そういう点を特に政府は厳重に監督し規制をしてほしいというのが、今回の附帯決議の趣旨でございまして、（拍手）

石炭政策特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

今次石炭政策は、石炭鉱業の縮小再建と閉山に伴う産炭地の混乱を緩和するため、巨額の国費支出を約束するものであることにかんがみ、特別会計の運営に当つては、負担する国民の感情、他産業との均衡をも考慮し、左記の通りいやくも私

企業救済の批判を招かないよう厳正かつ効率的に執行すべきである。

一、金融債務にかかる再建交付金の交付に当つては、石炭関係以外に投融資されたため生じたと認められる借入金金の額を、当該交付金の対象債務から控除すること。

二、再建交付金の交付により解除された担保物件の処分については、当該再建整備会社にも最も有利に措置されるよう厳重に規制すること。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 ただいまの附帯決議につきましても、政府といたしましては、御趣旨を尊重して善処いたしたいと存じます。

○田中委員長 次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について議事を進めます。本案については、すでに質疑は終了いたしております。

○田中委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、順次これを許します。大村義治君。

○大村委員 私は、自由民主党を代表して、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する

法律案に対し、賛成の意見を表明せんとするものであります。

本改正案は、別途国会に提出されました、地方交付税法の一部を改正する法律案による昭和四十四年度の地方交付税にかかる特別措置に対応し、交付税及び譲与税配付金特別会計法に所要の規定を設けようとするものでありまして、基本法の改正に伴う措置として適切妥当なものと認める次第であります。

御承知のとおり、四十四年度の地方財政は、地方税及び地方交付税等の一般財源の大幅な増加が見込まれており、最近における財政需要の著しい増加を考慮に入れてもこれまでより好転しているといわれております。

すなわち、四十四年度の地方財政計画によりますと、地方税は住民税を中心に八百七十億円にのぼる減税を実施することとしてゐるにもかかわらず、前年度に比べ二〇・三%の伸びが予想せられており、また、地方交付税も今回の特別措置を考慮に入れても、前年度に比べ二五%の伸びが見込まれております。この結果、一般財源の歳入全体に占める割合も前年度の六三%から六五%へと上昇することとなるのであります。

一方、国の財政を見ますと、硬直化の現状は、これを一朝一夕に打開することは困難でありまして、四十四年度におけるいわゆる当然増経費のうち、地方交付税の増加が占める割合はかなり大きい状況であります。

また、公経済に占める地方財政のウェイトを見ましても、最近ではその規模がむしろ国家財政よりも大きくなつており、公経済全体を論ずる場合に、地方財政を抜きにしては語れない状態となつております。

特に、本年度の経済運営にあたりましては、財政金融政策を中心とする経済政策の慎重な運営が要請されており、地方財政においても国と同一の基調により、重点主義に徹し、節度ある運営を行ない、その一その健全化をはかることが期待せられてゐるのであります。

このような状況を考慮いたしますとき、四十四年度における地方交付税の総額について特例措置を講ずることとし、この地方交付税の特例措置に
対応して、交付税及び譲与税配付金特別会計法に
ついて所要の改正を行なうことは、時宜を得た適
切妥当なもの認められるのであります。

最後に、政府においては、今後における国及び
地方を通ずる財政運営の一その円滑化をはかる
ため、そのあり方等につき引き続き検討を加えら
れ、適切な方途を確立せられるよう希望いたしま
して、賛成討論を終ります。(拍手)

○田中委員長 村山喜一君。

○村山喜一委員 私は、日本社会党を代表いたし
まして、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一
部を改正する法律案について、反対をいたしたい
と思ひます。

反対の理由をいたしまして、第一に、昨年四百
五十億円に引き続き、本年度六百九十億円を地方
が国に貸し、国が地方から借金をするという方式
をとりましたのは、地方公共団体の自主財源であ
る交付税の増加分を国が一部吸収する方式であ
り、地方財政計画を圧縮することにねらいがあつ
たものであり、地方自治団体の有効需要を抑制し
、景気調整機能を地方財政に持ち込むものであり
ます。この思想は、地方自治団体を準自治産者
扱いにし、地方自治体に対する不信の表明であり
、地方財政の本質を見誤った措置であるといわ
なければなりません。

第二点といたしまして、地方自治団体は六百九
十億円に貸すほど余裕が生まれたものであるの
かどうか。四十二年度の決算では府県が三百八
十五億円、市町村が四百九十六億円の黒字が出てお
りますが、これは何もしなくても地方団体の姿
であり、自治省の財政運営の指導の誤りであると
いつても過言ではございません。今日、標準税率
以上の超過課税をはじめ、超過負担の未解消など
の問題があるし、また過密、過疎の発生等に伴う
新しい行政需要に対応する地方財政は、豊かに
なったのではなく、やるべき仕事はあまりにも多

いのであります。かりに余裕があるとするなら
ば、応益の原則のもとに、生活保護すれすれの所
得まで課税している住民負担を軽減すべきである
と考えるのであります。

第三に、四十三年度補正によって六百八十四億
円を四十四年度に繰り入れ、それに見合う六百九
十億円を交付税総額から控除してつじつまを合わ
せておりますが、補正しないときは、決算上四十
五年収入になるものであつて、大臣同士の覚え
書きに合わせた苦しまぎれのごまかしの措置が今
回の措置であります。今後は、四十三年、四十四
年度にとられた特別措置は避けることとし、別途
地方交付税の年度間調整の措置を検討すると両大
臣が協定をしたと伝えられておりますが、その内
容は確定をされたものでもなく、むしろ交付税の
本旨にもとる土地基金制度の創設に見られるよう
に、地方自治がゆがめられるおそれがあります。
以上の理由によりまして、交付税及び譲与税配
付金特別会計法の一部を改正する法律案につい
て、反対を表明をいたしたいと思ひます。(拍手)

○田中委員長 河村勝君。

○河村委員 私は、民社党を代表して、交付税及
び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律
案に対して、反対をいたします。

もうすでに、本法案の前提となつております地
方交付税総額についての特例措置に対して、われ
われは、地方財政が幾ぶん案になつたといつて
も、なお地方における公共投資のおくれ、そう
いった現象がはなはだしい現在において、なおこ
のような措置は好ましくないという理由で反対を
いたしております。したがつて、それに対応する
措置であるところの本法案について、反対をする
ものであります。(拍手)

○田中委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は、公明党を代表して、交付
税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する
法律案に対して、反対の意見を表明するものであ
ります。

その第一の理由は、今回もまた、地方交付税か

ら国の一般会計に六百九十億円の貸し付けをした
ことであります。

昨年、同法の審議の際、地方交付税より国へ貸
し付けることは、四十三年度限りの措置というこ
とでありましたが、今回も同様な措置をとつたこ
とは、まさに地方財政を圧迫する何ものでもあり
ません。しかも最近、地方財政は、国の財政に比
べてゆとりがあるとの見方がありますが、これは地
方財政の実態をあまりにも認識しない考えであり
ます。地方財政が多少伸びを示しているといつて
も、依然として借金によってまかなわれているに
すぎず、しかも住民サービスのための事業は山積
しており、その事業のため借金はいふえ一方であ
ります。このような現状を認識しない今回の措置
は、全く納得できないのであります。

第二に、最近の人口の都市集中、都市化の現象
が顕著になつております。特に都市、大都市にお
いては、財政需要がますます増大しており、この
ような財政需要の増加を今後どの程度見るのか、
またこれに見合う地方の自主財源、その他の財政
措置はどうするかという問題についての基本的な
構想が、何ら見られないのであります。

また、人口急減地域においては、総合的な法律
もなく、ますます過疎現象は進行する一方で、深
刻な問題を提起しております。すなわち、学校統
合問題による校舎の建設、それによる通学用ス
タールバス、寄宿舎の問題等、非常に財政的に困
難な問題が山積してあります。

このような地域に、政府はもっと手厚い財政政
策を講ずる必要があり、今回の現状を認識しない
措置には反対の意をとらざるを得ないのであり
ます。

以上をもつて反対の討論をいたします。(拍手)

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

○田中委員長 ただいま議決いたしました阿法律
案に関する委員会報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

○田中委員長 次に、福田大蔵大臣より発言を求
められております。これを許します。福田大蔵
大臣。

○福田大蔵大臣 皆さまの御協力によりまして成
立をいたしました国際通貨基金の改定案件、あれ
に基づきましてきょう閣議で決定いたしました。
あと国際通貨基金に對しまして、わが国がこれを
承認をする、こういう通告をいたすことに相なり
ました。

皆さまの御協力に御礼を申し上げるとともに、
御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○田中委員長 次に、内閣提出の国税通則法の一
部を改正する法律案及び広瀬秀吉君外十一名提出
の国税審判法案を議題といたします。

国税通則法の一部を改正する法律案
国税審判法案
〔本号末尾に掲載〕

○田中委員長 順次提案理由の説明を聴取いたし
ます。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 ただいま議題となりました国税
通則法の一部を改正する法律案につきまして、提

案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、昭和四十四年度税制改正の一環として、最近における社会、経済の諸情勢の進展に則し、納税者の権利救済制度の整備充実をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、国税に関する審査請求については、現在、各国税局に置かれていた協議団が審理を行ない、協議団の議決に基づいて国税局長が裁決することになっておりますが、今回の改正では、課税等の処分に関する税務の執行系統から切り離された機関として国税不服審判所を国税庁に設け、納税者の審査請求について審理、裁決を行なわせることとしたしております。なお、国税不服審判所には、事案の能率的な処理に資するため、所要の地に、その支部を置くこととしております。

第二に、不服申し立て期間の延長、不服申し立てについての審理手続の合理化等の措置を講ずることとしたしております。すなわち、異議申し立て等の期間は、これを一月から二カ月に延長することとしたしております。また、納税者の不服に関する審理手続については、国税不服審判所長は、一定の手続を経て、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決ができることとする等の整備合理化をはかることとしております。

第三に、納税者が誤って税額を過大に申告したと主張する場合の更正の請求について、現行二カ月の請求期間を一年に延長するとともに、やむを得ない後発的な理由による更正の請求については、さらにその特例を設ける等所要の改善を行なうこととしたしております。

なお、以上のほか、差し押えにより国税の徴収を確保する措置がとられた場合または十分な担保が提供されている場合には、差し押え等がされている期間の延滞税率を日歩四銭から日歩二銭に軽減する措置を行なうこととしたしております。

以上、この法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願い申し上げます。

○田中委員長 提出者広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)議員 私は、提案者を代表いたします。内容の概要を御説明申し上げます。

戦後二十数年を経た今日、納税者の税金に対する不平と不満は依然として非常に多いのが現状であり、また、その不平不満を内容的に見ましてもきわめて切実なものがあることは、周知のとおりであります。

ところが、このような納税者の不平不満に対処すべき現行の権利救済制度は、その不公平、すなわち、租税事案を正當に解決するにあたりにも不備であり、かつ、欠陥の多いものであることは、つとに指摘されてきたところであります。

すなわち、現行の租税事案にかかる権利救済制度のもとにおきましては、処分庁及びその直近上級庁が不服申し立ての処理機関とされておりますため、不服申し立てについての決定ないし裁決の公正は十分に確保されていまいとわなければならない。もちろん、審査請求の段階では協議団の制度が設けられてはおりますが、この協議団の制度につきましても、執行機関の系列内に置かれた付属機関であり、裁決権を有するものではなく、国税局長の指揮監督に属し、かつ、協議団はすべて税務職員で構成されていることなどから、協議団に期待されている裁決の公正をはかるための担保的機能はきわめて不十分なものにとどまっているのが現状であります。

さらに、協議団が執行機関の系列内にある限り、租税事案の審理にあたって国税庁長官の通達と異なる取り扱いをすることは困難であり、そのため、本来国民は法令に拘束されるが、通達には拘束されないものであるにもかかわらず、不服申し立て、すなわち、行政不服審査の段階では国税庁長官の通達による拘束から脱することができない結果となっており、これでは納税者の権利利益の完全な救済が何ら確保されないことは明らかであります。

一方、租税事案についての裁断の公正の確保という見地から申しますと、裁判所による救済が最もその目的に合致するものではありませんが、しかし、裁判所による救済、すなわち、訴訟は、費用や時間を要する点に問題がありますので、裁断の公正を保持しつつ、比較的簡素な手続により事案が処理されるような制度が現在強く要望されているといわなければならない。

すなわち、現行の協議団制度には裁断の公正を保持することができないという致命的ともいえるべき欠陥が存するという批判、その批判からもたらされる完全な第三者機関の公正な裁断による救済への要求と、裁判のように費用や時間をかけなくとも済むような租税救済制度が望ましいという納税者の立場、すなわち、行政段階での比較的簡素な手続による救済への要求という両者の要請を満たすような新しい租税救済制度を確立することが必要不可欠であるといわなければならない。

以上のような考え方によりまして、現行の協議団の制度を廃止し、行政段階の新しい租税救済機構として、執行機関から完全に分離独立した裁決機関としての国税審判庁を設けることとし、この国税審判庁が純粹の第三者機関として租税事案につき比較的簡素な手続で公正な審判を行なうことにより、納税者の権利利益の救済をはかることとする必要があることを強く認識し、ここにこの国税審判法案を提案した次第であります。

以下、この国税審判法案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、この国税審判法案による制度の基本的な仕組みであります。内閣総理大臣の所轄のもとに国税に関する不服申し立ての処理機構たる国税審判庁を設置することとし、この国税審判庁による審判を、行政段階における租税救済制

度の中心的な地位を占めるものとしたのであります。ただ、事案が簡易少額であるなどの事情から納税者が現行の制度によってより簡易迅速な処理を期待する場合も存することを考慮いたしまして、全面的にこの国税審判庁による審判の制度を施行するのではなく、現行の税務不服審査の制度のうち、二審の審査請求は廃止して、二審の段階ではすべて国税審判の権利の救済によって不服の救済を求めるべきこととしたしますが、異議申し立ての制度と始審的審査請求の制度は存置し、すなわち、一審の段階ではこれらの制度と国税審判庁による審判の請求のいずれかを選択することとができることとしたしました。

第二は、国税審判庁の機構であります。国税審判庁は、中央国税審判庁及び地方国税審判庁とし、中央に中央国税審判庁を、地方には全国を通じて十一の地方国税審判庁を置き、さらに、所要の地に地方国税審判庁の支部を設けることとしたします。各国税審判庁には、審判官、調査官及び事務官を置くこととしておるのであります。

第三は、審判請求先であります。国税庁長官のした処分に対する審判の請求は、中央国税審判庁に対し、国税局長、税務署長、税関長または登録免許税に関する登記、登録機関のした処分に対する審判の請求は、所轄の地方国税審判庁に対して行なうべきこととしたしておりますが、しかし、その処分が、形式的には税務署長のした処分ではあります。処分書に、その調査が国税庁の職員によつてされた旨の記載がある場合及びその不服が国税庁長官の通達が法令に適合しないことを理由とするものである場合におきましては、すべて中央国税審判庁に対して審判の請求をすべきこととしたしております。

第四は、審判の請求期間であります。これにつきましても、原則として、始審的審判の請求については、処分があったことを知った日の翌日から起算して二月以内、二審的審判の請求については、異議申し立てについて決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内としたします。

また、第一に、この国税審判法案による制度の基本的な仕組みであります。内閣総理大臣の所轄のもとに国税に関する不服申し立ての処理機構たる国税審判庁を設置することとし、この国税審判庁による審判を、行政段階における租税救済制

度の中心的な地位を占めるものとしたのであります。ただ、事案が簡易少額であるなどの事情から納税者が現行の制度によってより簡易迅速な処理を期待する場合も存することを考慮いたしまして、全面的にこの国税審判庁による審判の制度を施行するのではなく、現行の税務不服審査の制度のうち、二審の審査請求は廃止して、二審の段階ではすべて国税審判の権利の救済によって不服の救済を求めるべきこととしたしますが、異議申し立ての制度と始審的審査請求の制度は存置し、すなわち、一審の段階ではこれらの制度と国税審判庁による審判の請求のいずれかを選択することとができることとしたしました。

第五といたしまして、審判権の行使の公正を確保いたしますため、審判官の除斥及び忌避の制度を設け、審判官が事件や当事者と特殊な関係がある場合におきましてはその職務の執行から除斥されることとし、また、審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは審判請求人、処分庁または参加人はその審判官を忌避することができるといたしております。

第六は、審判の請求と国税の徴収との関係でありまして、これにつきましては、審判の請求は、処分の効力等を妨げないこととし、また、審判請求人が滞納処分による差し押えをしないことを求めた場合には、審判の請求について明らかな理由がないと見られる場合及び繰り上げ請求の理由に該当する事実がある場合を除き、国税審判庁は、処分庁に対し差し押えをしないことを命じなければならぬこととし、また、審判請求人が相当の担保を提供して差し押えの解除を求めた場合には、処分庁に対し差し押えの解除を命じなければならぬことといたしております。

第七に、国税審判庁の裁決に不服がある処分庁は、その裁決を取り消さなければ著しく公益を害すると認めるときに限り、裁判所に出訴することができるといたしております。

第八に、事件関係人の審理期日における意見の陳述、証拠提出の順序、国税審判庁の審理のための調査権等について、所要の規定を設けることといたしております。

以上が国税審判法案の提案の理由とその内容の概要であります。納税者の権利救済制度の根本的改革という問題は、周知のように、かねてからの国民的課題ともいえるべきものであり、処分庁から完全に独立した純粹の第三者機関による権利救済制度の実現は、真に納税者の権利利益の救済を完全ならしめるものとしてこの国民的課題の解決への大きな前進を意味するものであることは明らかであり、国税審判法の制定が必要であるゆえんがここに存することを深く認識していただきたいのであります。

国民の待望するこの国税審判法案につきましても、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたしまして、国税審判法案の趣旨説明を終わります。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次回に譲ることにいたします。

○田中委員長 次に、国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 いま問題になっている利子配当の優遇措置の廃止、その他税制調査会における問題点について御質問いたしたいと思ひます。

まず、利子配当の優遇措置の廃止について、国会の強い決意、総理大臣、大蔵大臣の御答弁を受けて、大抵新聞紙上で拝見しますところでは、大蔵省事務当局は終始敢闘しております。これについては敬意を表します。しかし、最近の新聞紙上を見ますと、ずいぶんいろいろと証券界、それから銀行協会等の巻き返しが非常に強くなっております。私のところにもいろいろと強迫じみたことが行なわれておりますが、これは四年前にあいまいになったいきさつがございます。そこで強く念を押したいと思ひます。

新聞によると、証券界はZ旗をあげて、この間の新聞では、自民党三役と経団連が次のように会談しているという記事が載っているのです。これは大臣も御承知だと思ひますが、その中で一番に御質問したいのは、田中幹事長は、今後の税制の体系について間接税中心の体制をとりたと言つて財界に協力を申し入れておりますが、これは自民党全体の御意見のですか。間接税の問題は、前の水田大蔵大臣のときから大きな問題になってお

りますが、この際はつきりとした御所見を承りたいと思ひます。

○福田国務大臣 私は、さようなことは全然、田中幹事長本人よりも、その他の党の責任ある方々からも承知しておりません。

○広沢(賢)委員 それでは、これは経団連に対する田中幹事長の一人相撲であつて、自民党全体の意見でもないし、政府側としての意見でもない、このように受け取ります。

次に、利子配当については、今年度では総額八百五十億円ですが、優遇措置廃止について財界側の意見に同意したというように新聞では報道されております。いろいろ四年前のことを思い出し、最後に財界側と取引してしまふのではないかと、私にいろいろ国民の中から質問が参ります。こういう心配は国民の声だと思ひます。そこでよく新聞を読みますと、いまだ大蔵省の見解として、先ほど敢闘したと言ひましたけれども、いやもうこういう状態になると三年程度の経過措置をもって分離課税の一五〇の引き上げ、それから配当控除率の引き上げ等何とかがまかしてしまふ。ごまかすということばは変ですが、そういうような意見があります。交際費の課税の問題についても、泰山鳴動ネズミ一匹ですから、したがつて、この問題について初めから新聞記事にああいうものを出すというのは、これはやはり大蔵省としては初めから弱腰ではなからうか、このように思ふのですが、これについて基本的な態度を承りたい。

○福田国務大臣 利子配当課税に関する問題について、私も大蔵省として見解を申し述べておりますのは本委員会だけであります。いまだかつて他の場所において公式見解を申しましたことはございません。公式見解は、来年の三月三十一日には特例措置の期限が到来する、この機会にあらゆる方面の意見も聞き、慎重に利害得失を検討して結論を出す、こういうことであります。その結論を出す作業につきましてはまだ始めておりません。この九日に税制調査会が集まりますが、だん

だんと懸念したいな形から入っていきます。秋ぐちになつてから本格的な検討に入る、こういうことに考えております。

いずれにいたしましても、慎重に考えまして、一部の人の利益のためにすると言ふようなことはありません。国民のための税制改正、こういうことを期してやりたいと思ひます。

○広沢(賢)委員 私はそれを聞いて私なりに、しかと安心した方向に持つていくように期待しておりますが、それについて今度は学問的にお伺ひします。

これは何もいまの問題についての御答弁でなく、いろいろですが、第一番目に、利子の優遇措置と貯蓄の関係について、たとえば銀行協会の会長さんは、これは関係がある。中小企業は、直接資本市場で調達ができないから、間接金融が非常に重要だから、したがつて貯蓄が必要だ、こういう議論をされておりますが、これはへ理屈もはなはだしと思ふのです。第一番目に、利子の税金の優遇措置と貯蓄との関係について、前に税調でいろいろ答申が出ておりますが、大蔵大臣はどう思われますか。

○福田国務大臣 貯蓄がわが国の経済運営の上においてきつめて重要な問題であるということは、これは論をまたない、広沢さんも御同見かと思ふのであります。この貯蓄というものがまたなかなかむずかしいわけなんでありまして、どうしても最近昭和元禄といわれるように消費しがちである。そういう中において貯蓄を推進するということとは、難事中的難事とも称して差しつかえないかと思ふのであります。そのためには政府としてもあらゆる努力をしなければならぬ。また、何かい貯蓄推進の策があれば、これを取り入れてその刺激としなければならぬ、こういうふうな考えでおるのであります。税の関係について優遇をするということも有力なる一因である、かような見地から従来とも利子に対する税法上の優遇措置というものがとられてきた。これが数字的に見てどういふ貢献があるかということとは、これはな

なか申し上げることがむずかしいんじゃないか、これは御察察いたされると思います。しかし、もしこれがはなされた場合に一体どうなるかということをお考えなさい、またそれがどういう影響を及ぼすであろうかということも私は想像にたてくはない。数字的にはなかなか申し上げることは困難でありますけれども、これがかなり大きな影響を持ち、また重要な問題であるということについては、私はそういう認識を持っております。しかし、これはまた一方、貯蓄に対して税という問題もあるわけで、税は必ず公平を旨としなければならぬ。また、その能力に応じて支払うという立場の原則もあるわけでありまして、その間の調整を一体どうしていくかということが問題であらうと思ひます。その調整が時代の進展に従ってどういう変化をたどるかということ、これが当面の課題である、かように考えておるのであります。これが全然無益のものであるという、貯蓄サイドの立場からするところという考え方はいたしておりません。かなり役割りを果たしてはいる。ただ問題は、税制のプリンスブルとの調整をどうするかというところにあると思ひます。

○広沢(賢)委員 時間がありませんから……。

大体いまの銀行界、証券界は、たとえば配当の問題では株が下落するなというおどかしをかけてきています。そこで昭和三十九年十二月の税制調査会の長期答申、これはいつも主税局長といろいろやり合っているのですが、これにははつきりと書いてありますね。「貯蓄が利子に対してそれほど弾力的ではないこと、」云々の次に、税制の変更とはほとんど関係ない、個人貯蓄は個人可処分所得の伸びと相関している。これは、この間大蔵省の方とそれから銀行、それから学者の人たちの討論の中いろいろ出ておりますね。可処分所得をふやしたほうがかえって貯蓄のほうにいいんじゃないか。そのとおりでして、大体庶民大衆の貯蓄というのは社会保障が足りないから、それから住宅、教育のためだ、そのために貯蓄をするの

だ。だれももうけようと思つて貯蓄しておる、利子の計算をしておるのじゃないかということがいわれておりますが、それで税制調査会のこの答申の關係について、三十四年、二十八年度の「利子課税の特例の圧縮にもかかわらず、貯蓄が前年に比し大幅に伸びた年もある、」そのほか云々と書いてあります。この反証がみなあがってつておるのです。とすると、この三十九年の答申について、大蔵大臣はどう思われますか。

○吉國(二)政府委員 三十九年の答申につきまして、技術的な点がありますので、私からちよつと申し上げておきたいと思ひます。

三十九年の答申は、昭和二十六年以後分離課税が行なわれまして後に、その税率がある場合にはゼロになった場合があり、ある場合には五割になった場合があり、ある場合には一〇割になった場合がある。それらの場合をすべて通じたマクロ的な姿で見ますと、貯蓄の増加と可処分所得の増加が最もよく相関をしておる。したがつて、税制のいかにかわらず貯蓄というものが可処分所得が増加すれば増加するし、可処分所得が減れば減るのだという趣旨のことを書いておるわけでございます。具体的な例としては、制度を変えたときに、その意図に反して貯蓄が増大しておるか、あるいは意図に反して貯蓄がむしろ減つておるか、そのときには可処分所得が増加しているか、可処分所得が減少しているかということを書いておるわけでありまして、これはあくまでもマクロで見た統計の相関關係を示したもので、客観的な事実として述べられております。

ただ問題は、この期間はずべて分離課税というもので共通した現象があるということがございまして、わが国の歴史において完全な総合課税を行なつた時期は、御承知のとおり昭和二十三年以降昭和二十五年まででございまして、その間の資料が十分ございません。したがつて、分離課税をいたした後の分離課税の税率の変動について、いまのような主張が成り立つと思ひます。

が、その先については必ずしも明確なことはいつていない。そこに限界があると思ひますが、分離課税を実施した時代においては、そういうような貯蓄の増減に対する相関關係としては、得られるものとしては可処分所得が一番相関度が高いというところをいっているわけでありまして。

○広沢(賢)委員 主税局長が一生懸命いま長々と申しましたが、それは大体私の言つておることを裏づけておるものだ。最近の資料がなければ最近の資料をつくりまして、それで税制調査会にはつきりとお示し願ひたいと思ひます。いま大蔵大臣は数字的に確かめることはなかなかむずかしいと言つたけれども、今度反証は数字的にあがつておるのです、ずっといままで。最近の資料がないというの、最近の数字を出せばこれはまさに操作を加えるわけにいかぬから、これは主税局長としては断固として断言するつもりなんだから……うでしよう。だからやはりこの最近の資料でもつてもう一回、税調の審議と同時に国会の審議も並行してやつて、しっかりと確かめなければいかぬ。

その次は、貯蓄は全世帯の九七〇％で株式は一六％、だから貯蓄はサラリーマン即ち生活者だなんだというところと議論を言う方がいるんですよ。いろいろ統計数字を見ますと、たとえば年間収入階級別一世帯当たり平均貯蓄保有高というのがあるのですが、これは四十年からの資料しかないのだけれども、最近の資料でも大体この傾向には間違いないと思ひます。

○吉國(二)政府委員 確かにそういう面があると思ひますけれども、可処分所得の増加というのは本来総所得の増加が一番大きく響くと思ひます。税の部分が大小であるということはもちろん可処分所得に影響させる問題でございまして、けれども、国民経済全体の成長があつて個人の所得が伸びるということが可処分所得の基礎にあると思ひます。私どもは、もちろん税制の直接の効果等につきましても検討いたしておりますけれども、税制全体の効果が国民経済全体に及ぶという点を考慮する必要があるかと思つておる次第でござい

○広沢(賢)委員 いまの御答弁は非常に回りくどいのですが、簡単にいえばやはり両方、税の公平からいっても貯蓄の増強からいっても、このほうがいいんじゃないかというところについては、主税局長は否定してないのでしょうか。国の経済になるというのだったら、たとえば利子の優遇措置をして資産階級にそういう大幅な減税をした。それが国民経済の上で、国民所得の総額をふやす上にとのくらしい増加するかどうかについては、数字的に確かめようがないのですよ。勤労大衆といふかサラリーマンに可処分所得をふやしたほうがいいんじゃないかというの、これは大体勘でいえると思ひます。ですからその御答弁では、この問題は、いわゆる業者關係でいうサラリーマン即ち生活者だというへ理屈は成り立たないと思ひます。これについて大蔵大臣は率直にいつていかがですか。

○吉國(二)政府委員 もちろん税金を軽減をするということとは御承知のとおり毎年やっておりますし、その部分の限界貯蓄性向は高いということも事実だと思ひます。御承知のとおり、昭和二十五年以来の減税を現状で見てもみますと、おそらく現在の所得税の十倍以上のものが減税になつておると思ひます。その限界貯蓄性向といふものが非常に高くて、日本の貯蓄の相当部分を占めておるだらうと思ひます。したがつて、一般減税が貯蓄に大きな影響を及ぼすことは事実だと思ひま

す。また、それゆえにこそ毎年減税が行なわれてきたものだと思います。

○広沢(賢)委員　そういうわけですから、大体いまの銀行側の言っておくことはこれは私は成り立たないと思うのです。

その次に、配当の優遇措置をやめると株が下落すると言われているけれども、こういうおどかしが最近いふん私のところにもいわれていますが、よく調べてみました。調べたら株の下落の原因は、これは何年、何年とありますけれども、むしろ株をうんと増資してしまつて、増資することはいいけれども、あまり増資し過ぎた。それから株の投資信託制度に対する国民の不信感ですね。これはこの間共同証券その他起きました。その他経済的または経済外事件によるものである、株の下落は。そういう点については大蔵大臣はいかがですか。

○福田(資)委員　それはそのとおりかと思ひますね。

○広沢(賢)委員　その次、自己資本の充実ということがいわれていますが、いままで自己資本の充実といふことはいれながら比率は下がっているのは、この間も御質問しましたけれども、それは日本では間接金融が非常に重要な地位を占めておる。したがって、こういう問題を直さなければ、自己資本の充実とそれから税制の関係といふのはそう関係はない。むしろそっちのほうが大きい。もしくはこのくらいの自己資本の比率が下がっていても心配はないという意見が、学者それから大蔵省の専門家の方々にも最近ある程度いわれている。国際競争力が非常に日本は強化したという点で、やはりこれの税制優遇措置の唯一の一番出してくる旗じるし、これはあまり関係はないと思ひますが、どうですか。そのほかの措置が必要だと思ひますが、どうでしょう。

○福田(資)委員　いま自己資本比率がだんだん悪くなつてきておる、これはそのとおりであります。これは私は、いま日本の経済が非常に勢いで成長発展する、その発展する一つの大きな要因は設備投資といふことにあつておる。その設備投資が急速に伸びる、その資金をどうやって調達するか、こういうことになりまして、どうも間接金融といふほうがきつめて手堅で有利である、こういうことです。それは税制の関係もかなりあると思うのです。そういうことから自己資本比率といふものが悪くなる傾向がこの経済成長の現状の中から生まれておる、こういうふうには見ておられますが、やはりこれは是正しなければならぬ。是正する方法いかんといふことになりまして、経済の成長発展といふ大きな波の中でなかなかむずかしい問題ではありますけれども、また、それなりにいま努力をしなければならぬ。一つは税制のほうにも問題がある。そういう問題をこれから真剣に検討してみたいといふふうにお考えおられるわけでありませう。

○広沢(賢)委員　全体で自己資本の比率を高める問題については、設備投資その他についてはあとでお聞きしますが、どつちかといふと、経済全体のためには証券市場の育成とか、その他の金融再編成にかかわるいろいろな問題、こういう問題の手当とか、その他大きな問題から手を打たなければ、税制をいろいろやっても、いままでの歴史がそうなんです。税制についていろいろいじくり回してもだめだ。どつちか重きを置いたらいかんといふと、さつき私が言った前者のほうが重要である。この点についていかがですか。

○福田(資)委員　それはそのとおりと思ひます。しかし、大きな波をどういふふうには持つていくかといふことはまた非常に重大にして困難な問題であります。利害得失いろいろの面があるわけなんです。私は、安定成長といふことを言つておるわけではあります。低成長といふふうには言つておるわけではあります。国際収支や物価、そういう面をいろいろ踏まえて、そして波の高さ低さを、これをなるべく低目にしながら、継続的な発展ができるような経済体制といふことを考えておるのです。そういうことを国益全体から考えて、いま成長の速度を極端に押える、よつて間接

金融、直接金融のアンバランスを解消するといふ考え方、これはなかなか徹底した措置はとりにくい、こういうふうには考えます。その間におきまして、一体直接金融をどういふふうには助長していくかといふことが問題であり、その間にありまして、税制といふものがかなりの働きをしておる、こういうふうに見ておるのであります。

○広沢(賢)委員　自己資本の充実、証券市場の問題については、金融再編成の問題でもう一回議論したいと思ひますが、その中の一つの大きなワグとしての経済成長率の問題をいま大蔵大臣はおっしゃいました。そこで、その経済成長率で、この間から日本じゅうが大蔵大臣の答弁で大騒ぎしています。

それは、一、二、三が過ぎる、それから七、八が過ぎる、実質一〇％が政治家の勘として妥協なものと思ふ、こういうふうには言つておられますが、率直に言ひますと、これはいろいろ今後の生活設計を立てたり、企業設計を立てる場合に、非常に大きなメルクマールになるので、大蔵大臣のお話は非常に波紋を描いておるわけなんです。私たちは、結論からいいますと、七、八％でいいじゃないかといふ結論なんです。気持ちなんです。まず第一番に一〇％にする、ずっと五年間ぐらい継続するといふが、これはかげり論争じゃないけれども、これは片づいたけれども、技術革新が最近もう満ちたようになってきたんですね。新しい産業、いわゆる新興産業、これが自動車といひ、電気器具産業といひ、その他について、新しい技術革新の方向はどうだろうかといふことが議論されておる。それから労働力不足の問題もあるといふこと、それから国際情勢の上からいって一〇％がそのままするすといふと大臣は思われておられますか。勘ですか。

○福田(資)委員　経済社会発展計画といふものをつくりまして、これをやってみた。やってみますと、そのねらいとしておつたところの八・二％成長、これがとても低過ぎたといふことが現実の問題として露呈されておることは、御承知のとおりであります。四十一年、四十二年、四十三年と、いずれも一二％から一三％という高い成長をしてきておるわけでありまして、それで、しかも国際収支は非常に、安定どころか強化されておるという状態であり、物価もどちらかといへば、西欧各国に比べてそうひげ目をとらない状態にいま落ちつておる。

そういうことを考えますときに、今後一体経済政策をどういふふうには運営していくか。私は、基本的な考え方としては、経済運営におきましては、物価と国際収支、この二つの眼目を常に注視していかなければならぬ。戦後の経済二十四年間を顧みてみても、常に一、二年の不況、二、三年の好況、一、二年の不況、二、三年の好況、この景気の波を反復して今日に至つております。それはなぜかといふと、物価の問題も一面にはありますけれども、同時に大事であつた問題は、これは国際収支の問題であります。国際収支が好況時には必ずいふやうに逆調になる。そこで、それを押えるには総需要を押えなければならぬといふので、設備投資をはじめとする総需要抑制、そのための金融引き締め措置がとられたわけなんです。金融引き締め措置で総需要の抑制が実現できた、そこで国際収支は改善された、そこで金融引き締め措置を撤廃する、そこで経済は再び好況に転じ、そして二、三年続くと、またこれが国際収支の悪化となつてあらわれる、こういうような状態でありまして。

しかしながら、今日この時点になつて考えてみますときに、国際収支は一、二、三％成長で、しかもなお健在である、こういう状態でありまして。しかし、お話しのように、今後日本産業の再編という問題も出てきます。また、労働力の問題も出てきます。そういうことを考え、また、不測の事態に備へておかなければならぬといふ慎重な配慮を加えますときに、この三年間続いた一、二、三％成長は高過ぎる、何とかしてこれをもう少し低目にしなければならぬ、そういう見地から、四十四年度は九・八％、つまり一〇％といふところをね

らいとしておるわけでございます。

さて、それじゃ経済社会発展計画がねらって
おった八・二の成長まで下ぐべきかという、いま
私はこの時点で考え、物価の状態、国際収支の
状態を踏まえるときに、そこまで下げるという
必要はないのやあるまいか。これから十年先、
二十年先ということになる、これはいろいろな
問題が出てくると思いますけれども、この当面、
たとえば五年間ぐらいの時点でこれ考えるとき
に、まずその中間の一〇％という程度が、政治家
としての勘としましてまず妥当な点ではあるまい
か、こういうような考え方をいたしておるの
です。もとより、この問題は経済社会発展計画の改
定という問題に当面しております。この改定作業
を通じて、科学的、合理的にきめていかねば
ならぬ問題でございますが、まあおむねの
勘としてはそんなところであろうか。あまり押え
過ぎるという考え方はたして国益に通ずるもの
であらうか、また、あまり高い成長を考えると
うことが国益に合致したゆえんであるかという
と、さにあらず、その中間ぐらいのところをねら
うことが最も妥当ではあるまいか、私はそういう
ふうに考えておるのであります。

つけ加えておきますが、よく福田蔵相は安定成
長論を放棄したのか、こういうことを言われます
が、私は放棄はいたしておりません。つまり、景
気の高さ低さが激しい波動を描きながら進むとい
う状態は、国民経済的に非常にロスだ。そうじゃ
なくて、そう高くなっていいから、国際収支と
物価に非常な影響がないような高さにおいて経済
が運営されていくことが好ましい、こういう
ふうな考え方、つまり息長く成長が続くような
そういう高さの成長が望ましいということを言っ
ておるの、必ずしも低成長ということを言っ
ておるわけでも、また、ましてや安定成長とい
う考え方を放棄しておるわけでもない。安定成長
とは、あくまでも国際収支と物価を踏まえて、息
の長い経済成長をねらう、そこに一つの大きな根
拠がある、かように御了承願いたいのであります。

○広沢(賢)委員 一〇％だと、物価は大体五％で
しよう、いままで言われているのは、そうする
と、毎年五％ずつ上がる、五年間で二割五分、
十年間で五割半分以上がっちゃうのですね。そうす
ると物価という面から考えた場合は、安定成長と
かいもの言われているけれども、一番重要な政
策の物価面として考えた場合、銀行利子ですね
ですね。すれすれというものは危険信号のところを
網渡りしてやるようなものです。これじゃ物価安
定の役目は済まされないと思うのです。したがっ
て、この一〇％というのは非常に危険だ。物価に
ついてびしっとした態度がとればそれはいいと
思うのですが、この点が一つ。

もう一点は、大蔵大臣は一〇％の成長率にして
も、いまの民間設備投資は多過ぎるということ
を言われています。私もそうだと思うのです。この
民間設備投資の中には、事務用、マシン用、の
ビルをぶつ建てたり、それから公害をうんと出す
工場をぶつ建てたり、それがみんな国民総生産
のためにやったのが、これがみんな国民総生産
の中に入ってしまう。そういうことを考えますと、
民間設備の中身も大切だ。量と中身についてどう
やって規制するかという問題が出てくるのです
が、これについては具体的な考え方を明らかにし
ていただきたい。一つの私の考えとしては、法人
税はイギリスと並んで世界で一番安いですから、
これを取って、中小企業、農業の近代化、これは
物価安定になります。それから社会のゆがみ、こ
れは正の、社会資本の充実、住宅等に回すというこ
とを基本的な方向にすれば、いまの日本でかか
ている大きな悩みがずいぶん解決すると思うの
です、具体的なことについてお聞きしたいと思
います。

○福田(蔵)大臣 まず物価の問題であります
が、私は五％ということは言っておりませんから、こ
れは誤解なきようによく御理解願いたい。昭和四
十四年度は五％、こういうことを言っておるわけ
であります、今後物価をどうするかということ
につきましては、これはなるべく下げるような方

向に誘導したい。と同時に、四十四年度につ
きましても、ほぼ五％とは言っているものの、これ
めり込ませるという最大の努力をしてみたい、こ
れをいかに考えておるわけでありまして、いま国際社
会全体が物価高の状態でございます、イギリス
のごときは六割近い物価上昇、フランスは五割台
である。アメリカも四割台である。その中におき
まして、わが国も四割台である。ドイツの二・二％
でありました、二・二％というのを除きますと、
先進国の中では、とにかく四十三年度の段階で
は、わが日本の消費者物価が、それに次いで低い
状態でございますが、この物価問題というのは、
わが国の経済社会におきまして、どうしても真剣
に取り組んでいかなければならぬ問題で、ただ
いま申しましたように、四十四年度も五％とは言
うけれども、これをさらにめり込ませたい、四十
五年度以降におきまして、さらにこの問題は強
い姿勢で取り組んでいきたという考えであります
。決してあなたが言ったように、五％と固定した
安易な考え方を持っているわけではないのです。
それから民間設備投資の問題でございます。こ
の民間設備投資が多過ぎるのじゃないかというよ
うな御意見でございますが、これは社会資本との
関連において考えなければならぬ問題だと思いま
す。それで、たとえば道路の問題をとらえてみま
しても、自動車が入ればはるばる入ります。公共
事業にずいぶん力を入れますが、なかなか道路が
自動車の流通に追いつかない、こういう状況であ
ります。そういうふうな民間の設備投資と公共社
会投資、このバランスにつきましては、よほどこ
れからも考えを慎重にしていかなければならぬの
ではあるまいか、そういうふうな考えておるの
であります。

しかし、結論的にいいますと、私は経済の成長
政策は進めたい。進めたいが、その成長の推進力
をどこに置かうかという、これはいまのレジャー
とかなんとかいう世の中でございまして、レジャー
と国民消費が経済の推進力の主軸になるという片寄
り方をしてはならない。やはり個人におきまして

も蓄積、これが大事である。それから社会におき
ましても蓄積、つまり社会資本、道路であり、港
湾であり、そういうようなものの蓄積ですね。そ
れから産業においてもそういうものです。産業消費で
なると産業投資、そういう蓄積であり、投資が中
心になって経済が成長発展をする、こういうこと
に常に心がけていかなければならぬ。つまり、消
費が中心になって経済が押し上げられるという形
式で、長い目で見て、はなはだ国のためにならない
ことである、こういう考え方をいたしておるわけ
であります。

民間設備投資が、そういう大きな角度から考
えて行き過ぎであるという場合に、これをどうする
か、量と中身をどうするか、こういうお尋ねで
ございまして、これは民間資本は一に金融政策に依
存をする、こういうことになるわけであります。
日本銀行を通ずる金融調整、これでも、いままで
やってきておるけれども、今後この方針
をやっていくと同時に、日本銀行の金融調整だけ
でカバーしきれない面がかなりあるわけでありま
す。この分野を一体どういうふうにするかという
ことが、私はまた金融政策の当面しておる一つの
課題である、こういうふうな考えております。そ
れはまた、いませつかく検討中でありまして、金
融全体として、この設備投資の量的あるいは内容
的調整に効果をおげるような方向を何とかして充
実をしたいというのが私の念願でございます。
○広沢(賢)委員 時間が迫ったのですが、非常に
問題が多いですね。たとえば五％は今後ずっと
続けるつもりはないし、もっと縮めたいんだと言
われまうけれども、いままでの経済成長率と物価
との関係からいいますと、やはり一〇％とく
まえば、五％もしくはそれをこえるのではない
かという懸念は、ほかに施策がなければ、農
業、中小企業の安定、近代的な施策がなければ、
これはどうしてもそういうふうに見てしまふので
す。願望だけではだめなのでして、この点相当
考えないと、一〇％と言ったからには、国民は大
体そうだなというところで、いろいろのものを

きます。生活設計ではじけば、それが一つの既成事実になって今後動き出すということがあるのです。

もう一つは、民間設備の規制については、金融政策で日銀でやると言うけれども、これはいままでアップアップもてあましていくのです。たとえば自動車産業についても、日銀総裁がいろいろ心配していても、強気でもって突っ走る。これを押え切れなかったのです。総体としてのワキは押えられるけれども、質的な問題は一つも押えられない。それでいままでほぼ野放しになってきておる。しかも今度は公定歩合の引き締め政策もきかないという事態になってきた。そうすると、これにまかせただけではだめなんだし、しかも中小企業の近代化、農業の近代化といわれながら、農業は荒廃するし、中小企業は倒産をしていし、それで民間設備投資は野放しに大きなビルディングが一ぱい建つというのでは、大蔵大臣の言われた蓄積を大切にしよう、ほんとうに堅実な蓄積で、昭和元禄でない、ほんとうの蓄積を大切にしようという点からいくと、なかなかその趣旨に合わないのではないか、そういう方向へ行かないのではないか。この悩みをどうするか、大臣はどう思われますか。

○福田国務大臣 これは非常に大きな悩みなんです。いかに設備投資を調整してまいるか、これはやはり経済のかじとり、この上から見て大事な問題ですが、いまの制度下においてはどうしても金融を中心とするほかない、こういうふうな考えでおりますが、その金融を中心としたやり方についてもう少しこれが充実された方向はないか、こういうことをいま考えているのです。その第一が、やはり日本銀行だけじゃどうもが悪い。その他の日本銀行のタッチし得ない部面をどういうふうにするかという点ですね。これはデリケートな、またいろいろな反響のある問題でございまして、ひとつ御協力いただいて、何とか日本の経済のかじとりが、公共部面においては財政で、また民間投資におきましては金融で、そういう

う形で動けるように仕組みを整備していきたい、かように考えているわけです。

○広沢(警)委員 時間がもう来ちゃったそうですが、その仕組みの整備について具体案をいろいろお考えになると思うのですが、私もそれを首を長くして待っておりますから、ひとつこれからその問題について討論、議論をしたいと思っております。

あと残っている問題として、たとえば経済成長率がうんと伸びたらば対外援助に、何と計算してみたら一兆八千億、これは年に一兆八千億出すなんてたいへんなことを言つて外務大臣帰ってまいりました。一兆八千億、これどういうふうに約束してしまつたんだらう。それから、これはいいものも悪いものもみんなごったに含まれているから、対外援助は必要だなどというのを幾ら言つたつて、これは非常に悪い方向に使われるおそれがないかという国民の心配があります。戦前満州が生命線だといつてちつとも生命線じゃなかったということもありまして、ですから、この対外援助の問題について今後十分検討したいと思ひます。

もう一つは、日大の関係で文部省の方も来ておりますし、それから国税庁の方も来ておりますが、この次の機会に延ばすとして、一つだけ、この間日大がとほうもないものを出しましたね。つまり国税庁はこれについて一唐橋議員がもう聞いているのですが、もう一回聞きます。国税局長の補足説明という文書を印刷して全国にばらまいた。ところが、これは発表したともしないともお答えできないという渡辺国税局長総務課長補佐の談話に対して、さらに追及したところ、これはあくまで国税庁としては関知しないということが出てくるのです。国税庁長官としてこの問題について関知していないことををはっきり後々の討議のために言っていただいたいのことが一つ、もう一つは、源泉徴収の問題についてだけということですが、実際日大がやったことというのは、ここにいろいろ書いてあ

りますが、裏口入学の問題、それで数十億円。それからいろいろ建築費が節約できたから、それにたいして慰労金だといつて配る。その他、ものすごい土地の買い占めはやる。全部合計して三百数十億円の利益をあげている。それでほかの大学と人件費比率を比べますと、ほかの大学、明治大学が七三〇の比率、日本大学が五一〇の比率、人件費比率、たいへんなもうけをしている。こういうことについては国税庁としてはどうにもできない。たいへんなもうけです、三百二十億。それから使われ方がたまため。それから政治献金もやっていると、池田正之輔さんにやっています。こういういろいろの問題が出ていますが、これについては国税庁としては全然知らぬ顔をしているのですか、どうですか。

○龜徳政府委員 日本大学は学校法人でございまして、営利事業は営んでおりませんので、そういった面からの調査はいたしておりません。ただ御案内のように、やはり源泉徴収は正しくやっていたかなければいけないということで、源泉徴収につきましては先ほど調査いたしました着落を見たところでございします。

それから、先生先ほどおっしゃいました点、おそらくは学校が説明書を出したその内容のことだろうと思ひますが、それは学校が独自に出したものでございします。

○広沢(警)委員 学校が独自に出したから、自分が出したのじゃないけれども文句もほとんど言えない。言わないのか何だかわからないけれども、国税庁は、ほかの問題だったからかんかんになってぎゅうぎゅうひねりつづきますよ。国の権威あるものだから。ところが、日大問題についてはそういうものをばらまいたけれども、それは関知しないのだというところでそのまますうとなつてしまつてゐる。検察庁でもあいまいだということなんです。これはあとでまた時間があるときお聞きしますが、もう一つは、検察庁には二つの件で告訴されて大騒ぎになっている。脱税問題がある。それから土地の買い占めでもって大騒ぎにな

っている。それからこれは何と申すのか、いまから五年前、十年前からこの問題は始まっているのです。たとえばいぶん前の実習船の密漁から古田会頭ら二十二名を告訴したり告発したりする問題がずっと起きています。文部省というものがこれについてほとんど介入できなかった。ところが、昔から私立大学に対して金は出すが口は出さないと、イギリスの昔からの伝統があるし、日本でもそうだと思うのですが、今度は大学紛争処理なんというところで、その内容を見ますと、結局大学が申請したら休校、廃校に強硬処分をやる。それについて、それを聞かなかつた教職員がいたらば、それは首にしてしまふというのです。日大の場合だと、日大のこういう裏口入学というのは、青少年に対してたいへんな疑惑を与えているのだ。四十数億の裏口入学のお金がある。これが公然の秘密になっているから、日本の教育上たいへんな問題だということについて、それについて文句を言った教職員が首になつてしまつて、それで古田会頭はやめるかと思つたらそのまま全然やめないのです。ずっとまだがらばつてゐる。新聞にも書いてあるのです。これについて日本の政府も文部省も何も言えないなんていうのだ。これは何で紛争処理法案を出すのですか。とばけた話ですよ。古田会頭について何かびしとした処分ができるかできないか、どのくらい文部省が権限を持っているのか、そういうことをはっきりさせないで大学紛争処理法案を出そうなんて全くおこがましい。その点について文部省の見解を承りたい。

○岩間政府委員 ただいま御指摘がございましたように、私立の大学の一部におきましていろいろ問題が生じております。特に経理の面で国民の疑惑を招くような事態が生じておりますことは、まことに御指摘のとおりで遺憾に思つております。私立大学に對しましては、学校法人がこれを設置するということになっておりまして、学校法人の中には役員、特に監査等の規定がございまして、

經理の問題等につきましては必ずからこれを正すというふうな仕組みになっております。文部省といたしましては、私立学校法によりまして、私立学校につきましてはその自主性を尊重するという立場で一貫してまいりましたわけでございます。

しかしながら、特に御指摘のごさいますした日大の問題につきましては、いろいろ御指摘のような点もございまして、昨年の十二月の末に寄付行為の改正を認可いたしました。いままでどちらかと申しますと上からいろいろのものをきめてまいりましたのを、下から積み上げてものをきめていくというような評議員会あるいは理事会の構成をとるといふふうな改正もいたしました。また常任の監事を置きますと同時に、公認会計士の認証書を特定の書類につきましては添付するといふふうな改正も行なっております。また大学の紛争が尾を引いておりまして、具体的に評議員の構成、それから理事の選出、そういうものがおくれしておりますけれども、今月末ぐらいを目標にいたしまして、鋭意その選出につとめているようにございまして、いましばらくその状況を見守っていきなさいというふうな考えでいる次第でございます。

○広沢(寛)委員 それでは、それはどのくらいになりますか。それから、坂田文部大臣に席をあらためて追及します。将来総理大臣になるかもわからぬといわれている大蔵大臣が、これについて所見を話したいようですが、これは後の機会に坂田文部大臣にお話を聞きます。

○田中委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣にまず、先ほどの広沢委員の御質問と関連をして、今日非常に波紋を描いております大蔵大臣の今後五年間大蔵一〇〇成長論というものについて、若干疑問点をただしたいと思ふのです。

高度成長をして安定成長ならば、これは非常にけつこうなことであります。そういう点ではあなたのおっしゃることも十分よくわかるわけでありま。しかし、今日まで高度成長をやってきたた

めに、日本の国民は一番物価値上げという問題で苦悩をなめてきておるはずであります。つい最近、私も西ドイツを訪れる機会があったわけでありま。西ドイツでは経済成長率はそれほど高くない。せいぜい五、六割というところであつた。あるいは最近では四割とかその成長をやつておる。これはドイツの大統領筋その他からいろいろ話を聞いてみまして、ドイツとしては幾らでも高度成長をやるだけの力はある。しかし、物価を上げることになるから、高度成長をやらぬのだ。毎年そのかわり安定的に成長していく、波を打たせない、そういう考えでやつておるといふことを言われたわけでありま。

す。そういう点からいいますと、一〇〇成長で五・二割あるいは五割ぐらいは物価が上がるのはやむを得ないのだといふ、そういう政策態度といふものにやはり非常に大きな問題があるのじゃないか、こういうふうに私は思ふのです。物価値上げの問題について、一〇〇成長でいった場合に五割程度でおさまるのか、そしてまた五割ぐらいはというその感覚がそれでいいのか、こういう点についてまずお伺いしたいと思ふのです。

○福田(国)大臣 私は、先ほどから申し上げていふのですけれども、五割ぐらいはいいんだ、こういうふうな申し上げてないのです。四十四年度の目標は五割というにはしておりますが、しかし、これは何とかして五割をできるだけめり込ませたい、こういう考え方をいたしておるのであります。それから四十五年以降におきましては、物価はなるべく下げていく、こういう努力をしてみたい。四十一年、四十二年、四十三年と成長は一・二割、一・三割という高い成長であつた。それにもかからず、物価はどうであつたかといふと、四十一、四十二、四十三と連続四割台でありま。それ以前はどうであつたかといふと、公共料金オールストップをいたしました三十九年、この年を除きまして全部三十六年から三十九年と六割台というところまでいったわけなんです。それから比べま

と、この高い成長を示した四十一年、四十二年、四十三年というものはとにかく四割台を維持し得た、こういうことでありますので、少しこの点は評価していただきたいと思ふのでございしますが、しかし、今後とも五割というふうなことでないかぬ、こういう考え方もありまして、三年間の一二ないし一三成長というものは押えたい、そういうことからいへば一〇〇成長という、正確にいへば九・八割という見通しを立てた。また今後とも一・二、一・三というふうなことでなく一〇〇成長、こういうふうな物価との関連がどうなるかといふような精細な点につきましては、経済社会発展計画を改定をするつもりでございまして、この検討を繰り返して申し上げたいと思ふのでございまして、本能的な態度でいたしましては、常に、国際収支、物価、この二つを眼目としてにらんでまいる、かような考えでございまして。

と、これはいままでの六割とか七割という、高成長時代にそういう数字が出たところから見れば、同じぐらいの高成長の時代を迎えて四割台でどまつたといふことは、確かに若干の改善を見たといふ印象は受けるわけでありま。しかし、恒常的に物価が四割ないし五割の上昇を続けているといふことになりま。デンマーク等ではやはその程度の物価上昇があるといふことを聞いておりますが、しかし、賃金も物価に必ずスライドしてアップする。あるいは、あそこは非常に年金の発達しているところでありま。国民生活といふものはそういうことでいふと、国民生活といふものは、たとえば四割だといふことを評価しても合いた。たとへば大臣言われたわけですが、私は手放しでは評価できないのです。というのは、それは前よりはいいといふ点では評価することはできるけれども、西ドイツのごとく、二割以上には絶対しないといふたてまえで、逆にメルクマール

をそこに置いて成長率を考えていく、そういう政策態度というものがやはり必要だろうと私は思ふのです。日本の場合には四割とか五割というものがあまりにもなれつになつていふという点があるのです。しかもそういう中で、特に年金受給者といふような固定収入の人たちが今日非常に苦しんでいるといふ問題、老人が苦しんでいるといふ問題、そのほか社会資本の充実といふことを言つてみても、そういう中からなかなか前進しないといふことも出てくるわけでありまして、そういう点を考えたら、ドイツ並みの二割以内にはとどめますといふぐらゐの気持ちがあるならばけっこうなんです。まだまだそういう点で物価感覚、物価値上げに対する為政者としての感覚といふものが非常に甘い、そういうことを言わざるを得ないわけでは。

どうですか大臣、物価をほんとうに安定させていくという立場でむしろ経済成長——経済成長は要するに国民生活を豊かにするといふことです。そういうことに焦点を合わせるならば、やはり物価値上げにならない、物価をほんとうに安定させていくといふところに目安を置いて成長の度合いをかげんしていく、そういう態度といふものは考えられませんか。一〇〇割を維持して、なおかつ二割以内といふようなことが可能でありますか。

○福田(国)大臣 とにかく四十一年、四十二年、四十三年を見ましても、とにかく一・二割ないし一・三割も実質経済の成長を見ておる。その中において四割台の物価上昇である、こういうことでございませう。それを今度は成長を一〇〇割に押えよう、なるべく成長をその辺に持つていく、こういう考え方、これは物価のことも考えておる考え方、こういうふうな御了解願ひたいのです。とにかく物価だけが安定して、それでいいといふものじゃございませぬ。物価も、また成長も、この二つのものをねらいとしなければならぬわけではございませぬ。そういう点で、成長もできる限りのことはしなければならぬが、物価もまたこれを克服してま

だろうと思うのです。物価だけに限定するという考え方なら、これは経済政策、そうむずかしいことじゃないと。しかし成長ということ、これが新日本の建設、発展にどういう役割をしておるか、これは私から申し上げるまでもございませぬけれども、これをまた度外視するわけにもまいらぬ。そこにむずかしい点がある。精一ぱいの努力をそういう方向でやっておる、かように御理解願いたいのであります。

○広瀬秀委員 まあそれはそれなりに大臣の考えもわかるわけでありませぬ。しかし、経済の高成長をやるといふ場合には、その高成長のメリットというものが一体だれに帰属するかということが問題で、国民の生活面において生活を豊かにするということが、政治の最高のこれは集約したならいだと思ふのです。

「委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席」

そういう場合に、高成長をやればやると利益の帰属するところには非常に片寄りがあつた。そしてその恩恵を受けない部分がある。また非常に一段と格差がついた形で不公平というものが発生をする。そういうような問題が、今日の社会保障の問題にしても、あるいはそれと見合いにおける社会資本という問題にしても、きわめて立ちおくれがある。そういう面についての配慮というものは、あとで問題にいたしますけれども、大蔵大臣はアジア開港の総会において、海外援助、特に東南アジアに対して五年間で倍にいたしますという非常に画期的な発言をしたわけでありませぬが、そういうものを日本の社会保障なりあるいはいはい庶民大衆が困つておる問題について、何かそういうものと高成長を打ち出す考えの裏づけとして、物価はこうしますよ——それからたとえば今日保育所が非常に足りないという問題がある。医療の問題や社会保障の問題がまだまだ、児童手当の問題もまだできていない。そういう問題について、それではこういうことをやったらばこうしますというふうな表明というものが、いまあなたの脳裏に浮かんでおる問題があれば、これを同時に示すこ

とがやはり私はいふことだと思ふのですが、その点いかがですか。

○福田国務大臣 いま高成長の経済状態でございませぬが、それによつていろいろな国の施設が進んでおるわけですね。特に社会投資、それから社会保障、これは非常に立ちおくれておつたわけですね。その取り戻しをいましておる。その取り戻しのスピードです、これが世界先進国に比べますと比較にならないようなスピードでやつておるわけですね。ただ、わが日本が、広瀬さんから御指摘があら

ますが、社会投資やあるいは社会保障においてまだ十分でないという感じがする。それは何かというと、立ちおくれがあるわけですね。まあいま都市公害、過密状態というやうなことがいわれて、新しい都市問題が論ぜられる。パリの町なんかは百年前に万博が行なわれ、今日とたいへん似通つたやうな都市づくり、下水道、上水道の施設、町並み、道路、そういうものももう整つておるわけですね。わが国は、戦前においてはそういう配意というものがほとんど行なわれないままに來たわけでありませぬが、戦後経済力もつてきた。その経済力の大きな面というものをそういう方向に振り向けて、いまおくれの取り戻しをしておる。そういう段階でございませぬので、これを諸外国に比べますと、どうもひけ目がまだ出る段階でございませぬが、えらい勢いでいま取り戻しをしておる。したがって、またその取り戻しも諸外国と比較にならないやうなスピードで達しておる。その原動力は何かという、わが国の経済力が発展しておるからと、わが国の経済力が発展させ、さらにおくれの取り戻しを日本の国づくり、これを取り組む、これをたゆみなく続けるならば、私は、わが国の国づくり、全体として西諸国に決してひけをとらない日本国がそう遠くない時期にでき上がるのではあるまいか、そういうふうな考えでおるのではありませんか、そういうふうな投資というものを閉鎖しているのじゃない。それどころじゃない。それにこそいま猛烈な馬力をかけておるというのが現状でございませぬ。

とがやはり私はいふことだと思ふのですが、その点いかがですか。

○広瀬秀委員 この際、大蔵大臣に強く要望しておくわけですが、そういうお考えを持つておられる。特に社会保障の問題については、やはり先進諸国から立ちおくれているものを先進諸国並みに、できる限り早く高度成長とともにそういう面についても積極的な努力をするんだということを要請をし、またいまの答弁の中でそういうことを確認をしておきたいと思ふわけですね。

問題を交えたいと思ふわけですが、ドゴールの例の上院の機能を制限する法案と地方自治強化に関する法律を国民投票に問うた結果が、しかもおれはこれに政治生命をかけるといつて敗れたといふことになつて、そのことが直接的なきつかけにはなつたわけでありませぬが、そのほかにもいろいろ経済的な問題が当然裏にもあるわけでありませぬが、いずれにいたしましても、国際通貨危機という問題が再燃をいたしてまいりました。しかも、これが昨年の十一月ほどではないといふいろいろなことがいわれておりますけれども、なかなかこれはやはり根深いものがあるのではないかと、ううに見られるわけでありませぬ。IMFできめておる為替相場変動幅の上限、下限というやうなもの、マルクではもう上限をあるいは越える、ポンド、フランはもう下限にひつついてしまつた、あるいはそれを割つてさへいふやうな取引が現に行なわれておるわけでありませぬ。そういう中からこのマルクの切り上げ、フランの切り下げというやうな問題が起きておる。しかもフランの切り下げが行なわれれば、むしろ実勢としてフランよりも弱いといわれるポンドもおそらく影響を受けて再び切り下げの危機を迎えるのではないかと、ううなやうなこともある。しかし、ドゴールの退陣のあと、ポストドゴールの選挙が六月一日だといふので、そういう段階では切り下げ、切り上げというやうなこともそれ以後に持ち越されるのではないか。新聞の論調を見ておりました、非常に落ちついたという情報があつたかと思ふと、きょうはまた再燃したといふやうに、一日ごとに非常

に流動的であります。これはやはりフランを中

心にした通貨危機といふものがかんり深刻で長引くものでないのかといふやうに考えられるわけなんです。これについて日本の大蔵大臣の福田さんは一体どのようにこの現象をとらえられて見通しを持つておられるか、この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○福田国務大臣 いまヨーロッパの通貨不安といひますが、不安は私はフランスとイギリスにあると思ひます。いずれの国におきましても国際収支、この問題から問題が出ておる、こういうふうに見ておるのであります。ただ国際収支につきましては、これは両国とも懸命になつていま克服の努力をしておる最中でありませぬが、一番むずかしい点は資金問題にあると思ふのです。イギリスでは資金のオールストップといふやうなことを打ち出しており、これに対して労働組合がどこまで協力していくか、その辺が問題ではあるまいか、そんな見方もありますが、幸いに労働党内閣でございませぬので、何とか乗り切るかどうかといふふうに見ておるのであります。

フランスの問題は、あれだけ金を貯蔵した、六十億ドルもの外貨保有高を積み重ねたといふフランスでございませぬが、昨年五月のゼネストが非常に大きく打撃を与えておる、こういうふうに見ておるのであります。これはゼネストですからたいていへんな損害です。いろいろな見方がありますけれども、五十億ドルの生産を失つたといふふうにもいわれておる。ですからこれが外貨保有、そういうものにも影響しないわけにはいかない。六十億ドルの外貨保有が今日どうなつておるかといふと、三十億ドル台に転落したといふやうなやうな状態でありませぬ。しかもゼネスト打開の際、ドゴール大統領が労働組合との約束に従ひまして、昨年は一五%の賃上げといふことをやつておるわけでありませぬ。これは労働組合が一〇%を要求しておる。ドゴール政府はこれに対して四%でどうだ、こういうことではなかなか話し合ひがつかぬ。こういうやうなことが不安の根源であるやうに見ておるのであります。まあしかし、

フランスも何とかこの問題を乗り切つて、そうして国際収支の安定をはかりたいという努力をしておる、そういう段階であります。

私は、日本の大蔵大臣として、両国とも何とかして国内のそうした困難を乗り切つて、そうして通貨の安定を期せられたい、こういうふうな考えをしておりますが、さて通貨不安の根源にあるさような社会あるいは経済の諸問題がどういふふうになつていくか、私どもはしばらく形勢を注視してまいらなければならぬ、こういうふうな考えをしております。いかなる事態があらましても、わが国としてはこれに對して万全のかまえを取り得るような体制、これを整えておる、こういうふうな御理解をお願いしたいと思います。

○広瀬(秀)委員 通貨危機の起こつた原因について大蔵大臣としての見解を承つたわけですが、これも、単にゼネストによる影響——これで確かに生産も停滞したろうし、国際収支に及ぼす悪影響もあつたろうことは事実だろつと思ひます。しかし、それだけでこういう通貨危機になつたのかどうか。特にフランスの場合に、フランスの最近における物価値上りというものはあつたという危機が起る前から存在をしておつた。相当激しい姿で消費者物価も上がつてきておつた、こういうような事態があるわけでありまして、そういうところから、やはりあのゼネストも起るべくして起つたという見方だつて当然であるわけでありまして、これはドゴールの政策に対する批判みだになつて心苦しいけれども、フランスの栄光を守るといふ外交の舞台においては非常にはなやかなことをやつたけれども、実際に国内の庶民の生活というものの對する施策というものが十分でなかつたというふうな考えが立つわけでありまして、そういうようなことから、どんどん物価値上りというふうなものも起つてくる。こういうフランス経済の特にここ二、三年來かかえてきたいわば病根というふうなものが、やはり経済的には一つの問題点であつたと思ふのです。

いづれにいたしましても、いまのような状態と

いうものがだんだん長引いて、新しい大統領の選挙後にその切り上げ、切り下げというふうな事態がマルク、フランあるいはポンドというふうなものに發生する、そういう状態にいくというところまで見通してかからないといふこと、思うわけですね。特にフランスは六十億ドルの外貨準備を持つておつたのが、一挙に三十七億ドル程度にまで落ち込んだ、こういう非常にドラスティックともいふべき外貨準備における変更もあつた。ところが、逆に今度は日本の場合には、こゝろが一年くらいに十二億ドル以上も外貨準備が急速にふえる。しかも先行きも、今日樂觀的な見方をすれば、昭和四十四年度末には四十五億ドルくらいのところまでいくのじゃないかという樂觀説まで飛び出すような始末だ。こういうようなことになりまして、そういう事態になつた場合には、むしろ最近ではドル以上に円が強い、マルクに次いで強いのではないかと、マルクに言われるというふうなことになる。マルクに言われるというふうなことも、諸外国から要求される可能性もあるというふうなことも新聞等でもちらほら出ておるわけでありまして、それらについて大臣としてはどういふふうにお考えになつておられるのか。

○福田國務大臣 私、この通貨不安というものが、英、仏兩國の国際収支改善対策、これが奏功いたしまして、そうして切り下げというふうな事態のない解決ということを切に願つておるわけでありまして、先ほど申し上げたとおりであります。ただ、それに成功するかどうかという問題につきましては、注意しながら見守つていかなければならぬ、こういうふうに見ておるのであります。

わが国の円が相対的にその地位が高まつてきておるといふことはお話しのとおりであります。どうも昨今株式の価格が上昇し続けておる。きょうあたりはどういふふうなことになるか存じませんが、きょうあたりは千九百二十円台というふうな相場相場を現出しておる。その中で外人の日本株式への投資ですね、外人の日本株買

い、これがかかなり大きく響いておる、こう見ておるのであります。そういうふうなことから考えまして、國際的に円に對する信頼、安定感というものが日に日に高まつておるといふことは、私は率直にそう考えます。これは決して悪いことじやないのではありませんが、それだからといって円の価値をこゝで切り上げ改定をするかといふようなこととですね、これは私はとんでもないことだ。円価値の変更といふふうなことは、これはいろいろの角度から総合的に考えなければならぬ問題である。いま私の考えるところでは、円の価値を改定する、また切り上げをするといふような状態まではなつておらぬ。どこまでも円の価値といふものは堅持してまいり、現行水準を堅持してまいり、これを基本的な考え方としなければならぬ、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 円の切り上げというふうな事態にはしないといふかたい決意のように見受けるわけでありまして、それはそれといたしまして、その決意を聞きかたつたわけでありまして、今日のような事態、ポンド、フラン、特にフランをめぐつてああいう危機が出てくるということによつてどういふ影響がわが国の輸出——欧州向けの輸出は全体的にはそれほど大きな比重ではないけれども、しかし、これについても最近では、こゝろ二、三年欧州向けが、特に去年、昭和四十三年といふのは比較的欧州に對する輸出が伸びたといふことにもなつておるわけでありまして、これがかなりの影響を受けるのではないかと、しかも三カ月前の先物フラン相場というものが二〇〇多もデイスカウソトされておるようなこともあるといふことで、日本の貿易業界筋でも長期の商談というふうなことにいふのはほとんど手控えが始まつておるといふようなことも聞くわけでありまして、こういう点について、それらに對するいわば臨時的な、対応的な対策といふものは、こういうものについては大臣としてどういふ手を打たれ、どういふふうにお考えになつておられるのか。

○福田國務大臣 日本に對する影響、これはもう誤解があつては困るのですが、つまり仮定の話なんです。ポンド、フランの切り下げがあるという仮定の場合、そういうことは希望しませんが、仮定の場合としてどういふ影響がわが日本にあるかといふことです。

それは、一つはわが国のイギリスなりフランスに對するポンド、またフランスの債権債務が一体どうなるかといふ問題が一点だと思ひます。これにつきましても、私どもはそう心配はしない状態であるといふことを申し上げておきます。

それからもう一つの問題は、わが国の対英、対仏の貿易が一体どうなるかといふ問題がありまして、これはそう大きな貿易はしておりませんし、わが国の貿易全体に對してどうのこうのといふくらしいの問題ではあるまいと考へております。

それから第三には、世界の貿易市場においてフランスあるいはイギリスと日本との輸出競争にどういふ影響があるか、こういう問題であります。これはわが日本には、フランスの切り下げだ、ポンドの切り下げだといふことがありますが、それなりの影響はありますが、これも兩國とそう激しい競争を世界のマーケットにおいておる状態ではございませんので、これもそう心配する必要はなからう、こういうふうな考へておるのです。

しかし、繰り返して申し上げておきたいこと、私どもは、ポンドやフランの危機といふものが切り下げというふうな形で解決されるというところは、ほんとうに好ましいこととは考へておりません。これは兩國が基本的に國際収支というものの危機を克服する、そのためにはこの兩國の経済の體質を改善する、こういうことでなければならぬ。その問題を未放置のままに通貨措置だけを講ずるといふことは、通貨措置による影響といふものは半年かせいぜい一年とか続くくらいであつて、また同じ事態に當面せざるを得ないといふことになるであらう。そういうふうなことを考へますときに、どうしても兩國とも経

なことを考へますときに、どうしても兩國とも経

済の立て直しに成功されることをお祈りするとい
うのが私の心境であります。

○広瀬(秀)委員 時間があまりありませんのでこ
の問題だけをやっていただけないのでありますが、
切り下げ、切り上げというような最悪の形で収拾
されないで、現状のままでいけるようなことを
折っているということなんですけれども、そうい
う事態を避けるというためにはいま何が一番必要
なのか、日本の大蔵大臣として折るだけでなくて
政策としてまたいろいろな手というものが、やは
り世界的に国際協力の中でどういう有効な手がそ
ういう折りを現実させる道だというようにお考え
になっておられるか、それが一つです。

それから、日中貿易の問題とも非常に関係が深
くなるわけなんですけれども、日中貿易がいろい
ろないきさつ、ジグザグをしながら今日どうやら
協定もできたという段階で、ポンドが切り下げら
れたときにフランに切りかえた、ところがまたそ
のフランがあぶない、こういうことになる、やは
り日中貿易をできる限り発展の方向に持ってい
くために決済手段、決済方法というようなものが
新しいものとして円・元表示第三国通貨決済制度
というようなものが考えられているというわけで
ありますが、それらの問題については大蔵省はど
ういうようにお考えになるか、そのことをできる
だけ要領よく簡単にひとつ。

○福田国務大臣 国際通貨不安に対してわが国が
どういう役割を演じ得るかという、基本的には
ただいま申し上げましたように、不安の存在す
る国々の国際収支、その前提としての経済体質の
改善ということがうまく行なわれるかどうか、こ
ういうことでありますが、そういうそれぞれ
国々の努力と並行いたしました国際協力体制とい
うものがしかれると思います。これは戦前ではそ
ういうことはなかったのですが、戦後はIMFを
中心として、あるいは十カ国蔵相会議というよう
なものを通じて、何とかして通貨の不安を乗り
切っていくという努力がなされる仕組みができ
上がつてきておるわけがあります。そういうよう

なこと、おそろくいろいろな形の国際協力のた
めの会議だとか懇談とかが行なわれると思う。そ
ういう際には先進十カ国の一員として、またIM
F加盟国としてわが国はこれに当然参加、出席を
するわけですが、その際にわが国として
も国際通貨不安を何とかして乗り切るという中
においてできる限りの役割を尽くしていきたい、
これが日本がこの問題に協力し得る唯一の道では
あるまいか、私はさように考えております。

それから、日中の決済問題につきましては、い
まお話しのように、円・元建て第三国通貨決済方
式というものが一応提案されたのですが、これ
は少し難点があるようでありまして、またこれが
再検討だということになっております。中共側が
どういう態度を示してきますか、わが国といたし
ましては何とかして通貨の問題で日中貿易が阻害
されるということがないように弾力的な考えで
対処したい、こういうふうにご考えております。

○広瀬(秀)委員 最後に、これはまたがらつと問
題が変わるわけですが、金融制度調査会等におい
てもいろいろ議論されておることと思うわけであ
りますが、先ほどのように大蔵大臣は安定高成長
という大きな旗を掲げられたわけですが、それ
も、そういう中ではやはり中小企業の新たな発展とい
うものを含まなければ、これはやはり正しい姿で
はないと思うのです。そういう前段は抜きにしま
して、いま中小企業がやはり何といつても大きな
金融機関——都市銀行というところからは
なかなか設備資金は借りられない。わずかに興長
銀がほんのおつき合程度に設備資金を出してい
る、あるいは中小企業金融公庫がそれとのタイ
アップによってわずかに出すという程度であるわ
けです。こういうことでは、やはり中小企業が日
本の高度成長の中で発展をするというわけにはい
かぬわけですね。そういうものに対して、すでに中
小企業専門金融というように、信金なりある
いは相互銀行というように、新しく明確
に使命が与えられたわけですが、そういう

ものに対して、もっと長期資金を貸し出せるだけ
の力をつけるような——国の金融政策というもの
によって、あるいは予算の支出等によってそれだ
けの力をつけるような方法が考えられてしかるべ
きだと思ふのですが、その点についての大蔵大臣
の明確な見解を聞かしていただきたい。

○福田国務大臣 中小企業に対する一般金融の融
資は、その額においてはもちろんでございますが
が、その割合におきましては、逐年増大をいたし
ておるわけでありまして、今日四七兆は中小企業と
いうくらいまでできておるわけです。しかし、それ
にしても中小企業というものは特別の配慮を要す
る、こういうことで、政府といたしましては、い
わゆる中小三機関を通じてかなり大幅な融資
をするという政策を進めておるわけでありまして。
現に四十四年度予算においても、御承知のとおり
の状態でございます。今後といえども、中小企業
の近代化、合理化につきましては、金融面からも
できる限りの努力をいたしたい、かように存じ
ます。

○廣瀬(秀)委員 時間がありませんので、これで
終わります。

○渡辺(美)委員長代理 河村勝君。

○河村委員 どうも時間を守らない人ばかりおる
ものですから、私に与えられた時間がわずかにな
りましたので、疑問に思っております点を二、三
点だけお聞きします。

きょうの委員会の冒頭に大臣から、きょうの閣
議でSDRの条約の批准の決定をされて、これか
ら関係各国に通告をするというお話がありまし
た。批准そのものにももちろん異議はございませ
んけれども、この前SDRの法案がかかった際に、
大臣に質問をいたしました、この際、日本として
はSDRに参加するかしないか、選択権を持つこ
とだから、IMFのクォータをふやす交渉をした
らどうかという質問をいたしました。そのとき
に、あなたからはっきりした御返事をいただけな
かったのですけれども、その後、他の委員会やそ
の他の場所で、この際割り当て増額をやる、努

力しようというような発言があったようです。と
ころが批准をしてみますと、交渉にあたつて一つ
の切り札——まだほかにあとに時期もあらうと思
いますけれども、一つの切り札を失ってしまうよ
うに思われるのですが、その点は一体どうお考え
になってこれから対処されるおつもりか、それ
をお伺いしたい。

○福田国務大臣 IMFのクォータにつきましては
は、これをなるべく早く拡大をいたしたい、かよ
うに考えておりました、着々そのための手を打っ
ております。私もがタッチした範囲内におきま
しては、日本のこの態度を支持するという趣であ
りますので、おそらく私は、これが次の機会に実
現をするのではないかと、そういうふうに見通しを
いたしておるわけでありまして、SDRの問題、承
認の通告をする、これがその妨げには全然相なり
ませんから御安心を願います。

○河村委員 妨げにならないということは、批准
前に何らかの確約があつて、その上で批准に踏み
切られた、そういう意味でありますか、どうで
すか。

○福田国務大臣 それは確約というような問題で
はございませぬけれども、それぞれの向きにはあ
る程度話をいたしまして、そうして見通しを持
ておる、その上に立つてのことであるというふう
に御了承いただきたいと思います。

○河村委員 この点も、いまの日本の経済力に引
き直した場合に、IMF創設当時の計算方式で
やたらどのくらいの割合になるか、いまの三・
四の割合がどのくらい上がるかという質問をし
ましたら、この点のはっきりした御返事がなかつ
た。だいが上がりますというふうな返事が村井さ
んからあったのでありますが、そこまでいってお
れば、大体の目安をつけて交渉しておられると思
うのですが、大体どの辺の見当でやっておられる
のですか。

○村井政府委員 いろいろな条件を前提といたし
ませんと、そういう割合ははじき出せないという
状況でございます。たとえば一般的にあの五年ご

とに行なわれず増資というものがどの程度のものであるか、過去におきまして二五〇とかそういうようなものがございましたが、そういうものの上さらに上乗せとして、日本が特別の伸びを示している、その伸びをどの程度繰り込むかというようなことになってまいります、確かに一般の割合以上ではあるということは大臣も申されたとおりでございますし、大臣からもたびたびそういう意味の根回しと申しますか、そういうことをされていくわけでございますので、確かに一般を回った伸びを示すことになるというふうに私たちも考えておりますが、それを数字でいいますと、うことになりまして、いろいろな関係もございすし、ここで非常に申し上げにくい問題でございます。

○河村委員 これは交渉の問題ですから、これ以上お伺いいたしません。
そこで次に、海外経済協力の問題でありますけれども、この四月十四日にインドネシアの債権国會議で一億二千万ドルの日本からの援助を決定されたようであります。この点も三月の末ごろに大蔵大臣に質問をしたところが、現在何もきめておられぬ、こういうようなお話でありました。ところが実際には、昨年の十月の債権国會議で総額五億ドルのインドネシア側からの援助の要請があつて、関係各国がそれでいこうかという話し合いになって、日本の場合も一億二千万ドルの満額、それに応ずるといふような話が自然のうちに伝わつておりました。ところが、大臣は三月の末の十四日、はたせるかなといひますか、やはり満額の回答が出ています。その辺の過程を見ますと、どう考えても、われわれから見ますと、何か裏になければならぬという印象を持たざるを得ないのでありますけれども、その点大蔵大臣はどうお考えでございますか。

○福田国務大臣 別に裏があるわけでも何でもありません。基本的な考え方としては、わが国がアジアの先進国といたしまして、応分の経済協力をして、これらのアジア諸国の安定に貢献する、これはわが国が当然国際社会において果たすべき義務と責任というふうに考えておるのであります。

〔渡辺美委員長代理退席、委員長着席〕
日本の国が世界の三等国、四等国といった當時は、わが国がひとりというように強大な経済国となつてくると、もうそういう状態は許されません。そういう状態を続けること自身が、わが国の発展を妨げる。国際的なエゴイストというような扱いを受けるを得ないということになる。そういうことから、わが国としては、もうそろそろ頭の切りかえが必要である。つまりわが国は、わが国を伸ばすというわが国の非常に狭い意味の国益から考えはじめても、世界の経済が進展する、その発展はどこに重点があるかという、低開発国が繁栄するということでありまして、そのために日本が協力をする、そしてその低開発国の発展によって世界全体が繁栄をする。その中においてわが日本の成長の路線、発展の路線というものがまた切り開かれていくのではあるまいか、そういうふうな頭の切りかえを今日要する段階に來ておる、こういうふうな基本的な考えをいふのであります。

いま問題のインドネシアにつきましては、この二、三年援助を特に強化をいたしておるわけでありまして、昨年一億一千万ドルというふうにいわれておりますが、ほんとうに約束をいたしましたのは、去年は八千万ドルの約束をいたしましたわけでありまして、その上にさらに、これは約束じゃございせんけれども、適当なプロジェクトがありましたならば御援助いたしますという額が三千万ドルあつたわけでありまして、これは約束じゃございせん。それで合計いたしますと一億一千万ドルということになつたわけでございますが、インドネシア政府は、総額五億ドル、六九年度の新規援助を要請したわけでありまして、その要請を家にあたりましては、世界銀行、IMF、その専門家が

がその立案に参加をいたしました、したがって五億ドルという援助要請に對しましては、世銀及びIMFがこれを支持する態度をとつたということでは当然の帰結であります。この五億ドルのうちわが国が一億二千万ドルの新規援助を期待するという旨の要請がなされたわけでありまして、これに對しまして、わが国としてはどうするかという検討を續けておつたわけでありまして、いま河村さんがおっしゃるこの前のこの委員会の段階、あるいは段階においては、わが国としてはインドネシアに對しましては意思表示を一切しない、ただ基本的な考え方だけを述べるといふと、万手スケベニンゲンの會議においてわが国の数字的な結論は出すという態度で応酬をいたしてきたわけでありまして、そのスケベニンゲンにおける會議の結果、六九年度の援助額ということがきまり、わが国としては一億二千万ドルというものに對しまして、正確に申し上げますと、いわゆるBE援助方式で五千五百萬ドル、それからKR食糧援助といたしまして一千万ドル、プロジェクト援助といたしまして一千万ドル、合計して七千五百萬ドル、そのほかに去年話題になつた三千万ドルという中で、もしいい計画が六九年の経過においてできるならば、一千万ドルを限度といたしまして協力をいたしまして、こうすると、総額といたしまして八千五百萬ドル、こういうことに相なりますが、八千五百萬ドルの約束をいたしましたわけでありまして、その他、経済協力の意圖表明、去年の三千万ドルに相当する額を加えますとちょうど一億二千万ドルになる、こういうかつこうでこの國際會議においてわが国の態度を表明した、かように御了承願ひます。

○河村委員 大蔵大臣は、何か私どもは頭が切りかわつてないような話をされましたけれども、われわれは別段海外経済協力全体について、いまよくわからぬ、裏に何かありはしないかということをおっしゃつたのではなしに、いま問題になつていふインドネシアの問題だけについて私は言つたので、

その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

大臣は、四月十日のアジア開銀の總會に行かれて、五年間に援助を倍増するという演説をされて、たいへん現地ではほめられて、内容も豊かだ格調も高いということでも非常に絶賛をされたところでありますけれども、それはそれでよろしいのですが、われわれが知るところによれば、何か初めから一億二千万ドルと定まつておつて、最後もやはり一億二千万ドル、おまけに四月の七日、八日にインドネシアの大臣がやつてきて、即座にまたまつた。それから十日にアジア開銀、それから十一日か二日ですか、大臣がジャカルタに行かれた。十四日がスケベニンゲン、非常に段取りがよくあつてきております。その上に一億二千万ドルというのは既成の事実のように言われておつて、こういう結果になりますと、どうもわれわれから見ますと、大臣は何か國會での予算の審議の際にこれが問題になるのを避けて、知らぬ存ぜぬということ、実際は内々きめておつたというふうにとられても仕方がないような経過だと思ふのですが、一体それをどうお考えになるか。それから海外経済協力基金からこの分には一体どれだけ出すことになつておるのか。二つの点についてお伺ひいたしたい。

○福田国務大臣 國會をどうのこののという考え方は、私は何の工作というか、特別の配慮をいたしておりません。ただ、私がただいま申し上げたとおり、この海外経済協力につきましては、私はかなり積極的な考え方を持っておるのです。特にインドネシアにつきましては債権國會議というものがあつた。その債権國會議において世界銀行だ、IMFだというのが参加をして立案をし、日本にも期待するという計画がありまして、そしてスケベニンゲンというところで會議が開かれる。それをかりに日本が全面的に拒否したというふうな形でこれが成り立たないというふうなことになる、わが国の責任というものはきつめて重大になる。わが国が今後経済をわが国自身として発展さ

せる上においてもいふんむずかしい事態になるだろう。あれやこれや考えまして、結局スケベニングの会議においては一億二千万ドルといふかっこうをつけるということになったわけでございますが、実際約束いたしましたのは八千五百万ドルなんです。決して他意はございません。スケベニングまでの時期において、金額は一切わが国としてはきめておらぬ。考え方、基本方針というものはきめておりましたが、金額はスケベニングの会議において初めてこれをきめるということになった点につきましては、ひとつ御了承を願いたいのであります。

その八千五百万ドルのうち、いまのお尋ねは、経済協力基金から幾ら出るのだというお話でございますが、これは村井局長から申し上げます。

○村井政府委員 先ほど大臣から言われました八千五百万ドルのうち、KRの食糧援助、これは一般会計からの普通の支出ということになるわけでございまして、それ以外、つまり七千五百万ドルが基金から支出されるということに御了承いただきたいと思ひます。

○河村委員 七千五百万ドルという大きな額が経済協力基金から出される。それが何も説明なしに結局予算として成立していくわけですね。ですから、その点にわれわれは何か非常に割り切れないものを持つわけですが、それは時間がありませんから議論をやめます。

大臣はいま、前年度も八千万ドル、ことしも八千五百万ドルと言われましたけれども、前年度の将来の三千万ドル、これは約束ではないというふうな話をされました。ことしもたしか四千五百万ドル、それと同じ性格のものがあるのですね。これは約束ではないのに金額が上がつているというのは一体どういう性格のものでありますか。

○福田国務大臣 これは一方において一億二千万ドル日本では協力してくれぬかという要請があった。しかし、現実にも私どもは支出をするという形の援助をする必要はあるまい。現に一億一千万ドル協力を約束いたしました四十三年度で

すね、これにおきましても、現実の支出は五千八百万ドルであります。したがって、一億一千万ドルといつても、そうなかなか実現されるものではない。したがって、八千五百万ドルという約束はしましたが、その上にさらにいいプロジェクトがあればひとつ協力をいたしましょう、こういう意味合いをもちまして、これは将来のものでありますから、将来四千五百万ドルという約束をいたすということにいたしましたわけでありまして、この約束と実際かなりまた違ってくるのじゃないか、こういうふうに思ひます。

○河村委員 それがいへんおかしと思うので、前年度ですら三月末までに五千八百万ドルで、それしか使われていない。そういったプロジェクトとしても計画がないから使えないということになるのだらうと思うのですが、商品援助が——この支出の五千八百万ドルの内訳は私も知りませんけれども、これだけしか使われないものを前提として、ことした八千五百万ドルを約束するということに、何かただ言われれば出せばいいだらうというふうなもので、実際中身の具体的な計画は何にもないということにしかならないだらうと思うのですが、その点は大臣、それでよろしいとお考えなんでしょうか。

○福田国務大臣 四十三年の五千八百万ドルというのは大体BE援助です。これは商品援助ですから、きちんと性格を持っておりまして、その他の援助、これはこれからどういふふうにするか、いわゆるKR援助ですね、これは米を考えておるのですが、どういふふうになりますか、これから詰めていく問題です。それからあのプロジェクト援助、これはプロジェクトができなければこれはどうしようもないのであります。一応のものはありませんけれども、わが国としてもわが国のいろいろな立場、意見というものを保持しております。そういうものが合致して初めて支出しようということになる。スケール、つまり計画全体としては七千五百万ドル、プラス四千五百万ドルということでございますが、そういうことで

ございますので、実行がどうなりますか、実行がなされるべく進んで、インドネシアがすみやかに再建されることを期待しますけれども、実際問題として結果はどうなるか、これはそういう内容のものでありますから、計画との間に若干の違いが出てくる、これはまたやむを得ないのじゃないか、かように考えております。

○河村委員 いま大臣は、四十三年度のうちで商品援助が一番多いから、その分は当然こなせるという御説明でありましたけれども、商品援助だけが五千八百万ドルということになりますと、商品援助だけを対象にしてもそれでは使われておらない。そういう状態のもとでなぜそういった実績を踏まえて今後の交渉をなさらないのか。ただ相手が一億二千万ドルだから、どうも義理があるから出さなければいけぬというのじゃ、大臣、それこそ大切な国民の税金を使うことでありますから、政府の責任としてははなはだおかしなものになるのじゃないか、そう考えますが、いかがですか。

○福田国務大臣 国際社会におけるわが日本の立場、そういうふうなものを考えますと、国際社会における一般の通念というか、考え方の動き、これとわが日本があまりかけ離れた動きということにはなかなかむずかしい。そういうことになる結果、わが日本自体の狭い意味における利益、これにも大きな影響があるであらうというふうな考えのわけでありまして、そういう中において、これは国際交渉ですから、きちんとちゃんと理詰めの国内の予算を執行するようにならねばなりません。これはもう河村さんといえどもよくよくというか、容易に御理解がいく問題ではないかというふうな思ひますが、そういう微妙な関係もあるということをお察し願ひたい、かように考えます。

○河村委員 大臣はもう一般論に問題をすりかえられますので、たいへん答弁がずるいのでございまして、なかなか容易に理解できないのです。それは全体のスケールとして、いまの日本の経済援助は決して多いとは言いません。ですけれども、

具体的にインドネシアの問題になりますと、ほかのつき合いといったって、日本は非常に大きい。去年の実績でいえば、アメリカが一億二千万ドル、日本が一億一千万ドル、アメリカのやつはほとんど余剰農産物を片づけるために出しているやつですから、日本が抜群に奉仕しているわけなんで、これを減らしたからといって、そんなに他国に義理合いを欠く性質のものでもない。そうすれば、過去の実績というものを前提にして、一体どれだけ消費できるのか、どれだけのプロジェクトができるのか、その計画があつて初めて金額がきまるのであつて、相手の言いなりというのは、そこにかほかの政治的理由があるという以外には考えられないと思うのですが、いかがですか。

○福田国務大臣 これは繰り返して申し上げるようでございますが、国際社会におけるわが国の立場ということ、これはどうしても慎重に考えなければならぬ。それからインドネシアの問題で、かりにわが日本がスケベニングにおいて、IMF、世界銀行、そういうところも参加して立案されたこの計画に日本は承諾できないのだ、こういうようなことで、かりにこの会議が決裂をしたというようなことになりましたと、これはかなり大きな影響があるだらうと思う。

インドネシアという国は、アジアにおきましては非常に大事な国です。これは資源も豊富です。かつ人口も多く、アジアの平和、そういう点から考えても、また繁栄というふうな点から考えましても、きわめて重要な国であり、わが日本もインドネシアの再建のためには、アジア以外の域外の国までが心配しておるそのときに、わが日本がそれら顔というわけにもまいりません。そういうようなことから、わが国としてもこれに対しては積極的な態度をとらなければならぬ立場にある、こういうふうな考えますが、ただ実行につきまして、去年は受け入れ体制が整備されなかつたというふうな問題もありまして、インドネシアの経済行政機構というふうな問題もあるのですけれども、そう

昭和四十四年五月七日

時間がありませんので最後に、それではこの商品援助というものを、インドネシアとの合意の中でも、これは減らしていくのだという約束があるはずですね。一体その点をどう考え、これから一体いつまでこうしたものを続けていくのか、それを最後に聞いておきたい。

○福田田務大臣 インドネシア援助はまた来年度も続くと思います。これは、インドネシアがいま五カ年計画というものに取りかかっておるわけでありまして、ことしがその起点になるわけであります。その期間かなり国際収支について不足が出てくる。こういうことからおもしは来年、再来年くらいのところへ大きくのしかかってくるのじゃないかと思いますが、しばらくの間そういう状態

でありますので、続くのじゃないか。しかし、インドネシアが安定し繁栄するということになることは、アジアの安定のために非常に大事なことでありますので、今後とも日本は、日本の経済の状況、財政の状況、そういうものを勘案しなければなりませんけれども、また日本の今後の国際社会における立場も考えながら、応分の協力をしなければならぬじゃないかというふうな感じをいま持っておりますであります。

○河村委員　私が伺っているのは商品援助のことを伺っているので、五カ年計画を遂行するにあたってインドネシアの国際収支をカバーしてやるといった意味であるならば、何も商品援助でなくともよろしいので、経済開発に必要なプロジェクトの援助でも差しつかえないわけですね。商品援助そのものというものは、私どもは少なくともインフレ収束上やむなくやっておるのだというふう

に了解しておるので、国際収支そのものじゃないはずなんです。ですから、こういう望ましくないものは早くやめるべきだという意味から、一体いつまでこういうことをおやりになるのか、こういうことを伺っておるわけです。

○福田外務大臣　商品援助につきましては、去年インドネシア援助をする際にインドネシア政府に對しまして、これは漸減をいたしたいということ

第十一條中「国税庁長官」の下に、「国税不服審判所長」を加える。

第十三条第一項中「又は税関長が」を「その他の行政機関の長（国税審判官を含む。）がに」、「又は税関長に」を「その他の行政機関の長（国税審判官の発する書類については、国税不服審判所長）に」に改め、同条第二項中「同項の」を「同

項後段の「に」、「又は税関長」を「その他の行政機関の長」に改める。

第十九条第一項中「第二十三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「者を含む。」の下に「第二十三条第二項において同じ。」を加える。

第二十三条第一項中「二月以内(当該国税が所得

税又は法人税である場合には、二月以内」を「一年以内」に、「税額等につき次条の規定による」を「税額等(当該課税標準等又は税額等)に関し次条又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下こ

の条において「更正」という。があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等」につき」に改め、「納付すべき税額」及び「記載した還付金の額に相当する税額」の下に（「当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額」を加え、「金額が過少」を「金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少」に改め、

「又は当該申告書」の下に（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）を加え、「を記載しなかつた」を「の記載がなかつた」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中、「そ

出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可があるまでの間に限り」を削り、「することができ」を「するものとする」に改め、同項を同条第六項とす。同条第四項中「納税申告書提出により」を削

り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次条の規定による」を削り、「その更正」を「更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」及び「（以下「更正の請求」という。）」を削り、「同項の申告に係る」を「その請求に係る」

り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次条の規定による」を削り、「その更正」を「更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」及び「（以下「更正の請求」という。）」を削り、「同項の申告に係る」を「その請求に係る」

更正前の「更正後」を「当該更正後」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 納税申告書を提出した者又は第二十五条(決定)の規定による決定(以下この項において「決定」という。)を受けた者は、次の各号の一に該当する場合(納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項の規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することと理由として同項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をすることができ、

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたことと異なることが確定したとき、その確定した日の翌日から起算して二月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされてゐた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとすべしと当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき、当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して二月以内

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき、当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

第五十八条第一項中「その還付金等に係る国税の納付があつた日」を「次の各号に掲げる還付金等の区分に従ひ当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 還付金及び次に掲げる過納金 当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

イ 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。)により納付すべき税額が確定した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)

ロ 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税で納税の告知があつたもの(当該国税に係る延滞税を含む。)に係る過納金

ハ イ又はロに掲げる過納金に類する国税に係る過納金として政令で定めるもの

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき税額が減少した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 前二号に掲げる過納金以外の国税に係る過納金 その過納金となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

第五十八条第二項第三号を削り、同条第三項中「場合には」の下に「その過納金については」を加え、「がそれぞれ」の納付の日を生じたを「からなる」に改め、同条第四項中「過納金の金額に相当する国税は」を「過納金については、これを第一項第三号に掲げる過納金」とし、「に納付があつたものとみなして、第一項」を「を同号に掲げる日とそれとみなして、同項」に改め、同条第五項中「国税について更正」の下に「(更正の請求に基づく更正を除く。)」を加え、「は、その更正があつた日(当該理由に基づき国税に関する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日)に納付されたものとみなして、第一項」を「については、その更正があつた

日の翌日から起算して一月を経過する日を第一項各号に掲げる日とみなして、同項」に改める。
第六十条第二項中「及び第六十三条第一項」を「並びに第六十三条第一項及び第四項」に改める。
第六十三条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第三項中「事業の廃止等による」を削り、「第一項の規定による免除」を「前二項の規定による免除」に改め、「猶予をした期間」の下に「(当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日まで期間を含む。)」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 国税局長、税務署長又は税関長は、滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされてゐる期間のうち、当該国税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間(前三項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

第六十四条第三項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第七十一条中「更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。)」を「更正決定等」に改める。

第九十六条を第九十五条とし、第九十五条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条(書類提出者の氏名及び住所の記載等)
(書類提出者の氏名及び住所の記載等)

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名

称。以下この項において同じ。)及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人(代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。)によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するとき、その代表者(人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。)、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 前項に規定する書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者が押印しなければならない。

一 当該書類を提出する者が法人である場合
当該法人の代表者
二 納税管理人又は代理人によつて当該書類を提出する場合 当該納税管理人又は代理人
三 不服申立人が総代を通じて当該書類を提出する場合 当該総代
四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該書類を提出する者

第九十四条を第九十二条とし、第八十九条から第九十三条までを二十八条ずつ繰り下げる。

第八十七条第一項中「第八十五条(不服申立てに関する規定の適用除外)」を「第八十条第二項(行政不服審査法との関係)」に、「税務署長に対してされたものを除く」を「国税庁長官に対してされたものに限る」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「決定書」を「異議決定書」に改め、同条第二百五十五条とし、第八十六条を第九十四条とする。

第八章第一節を次のように改める。

第一節 不服審査
第一款 総則
(国税に関する処分についての不服申立て)
第七十五条 国税に関する法律に基づく処分次第の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各

号に掲げる不服申立てをすることが出来る。

一 税務署長がした処分（次項に規定する処分を除く。）その処分をした税務署長に対する異議申立て

二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした国税局長に対する異議申立て

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

三 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する異議申立て

四 税関長がした処分 その処分をした税関長に対する異議申立て

五 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税不服審判所長に対する審査請求

2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることが出来る。

一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

二 国税庁の当該職員 国税庁長官

3 第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることが出来る。

4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることが出来る者は、次の各号の一に該当するときは、その選

択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることが出来る。

一 所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき

二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることが出来る旨の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による教示をしなかつたとき

三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることに正当な理由があるとき

5 第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしていない者は、異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることが出来る。

6 国税に関する法律に基づく処分が国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（不服申立てができない処分）
第七十六条 次に掲げる処分は、前条の国税に関する法律に基づく処分に含まれないものとする。

一 この節又は行政不服審査法の規定による処分その他前条の規定による不服申立て（第八十条第二項（行政不服審査法との関係）を除き、以下「不服申立て」という。）についてした処分

二 行政不服審査法第四十一条第七号（国税犯則取締法等に基づく処分）に掲げる処分（不服申立期間）

第七十七条 不服申立て（第七十五条第三項及び第五項（異議申立て後にする審査請求）の規定

による審査請求を除く。第四項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して二月以内にしなければならない。

2 第七十五条第三項の規定による審査請求は、第八十四条第三項（異議決定の手続）の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

3 天災その他前二項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内をすることが出来る。

4 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 第二十二條（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定は、第八十二条第一項（税務署長經由による異議申立て）又は第八十七条第二項（審査請求書の記載事項）に規定する異議申立書又は審査請求書について準用する。

6 国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。（国税不服審判所）

第七十八条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、国税庁長官が大蔵大臣の承認を受けて、任命する。

3 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

4 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち一人を首席国税審判官とする。首席国税審判官

は、当該支部の事務を総括する。

5 国税不服審判所の組織及び運営に関し必要な事項並びに支部の名称及び位置は、大蔵省令で定める。（国税審判官等）

第七十九条 国税不服審判所に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理を行ない、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことが出来る。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。（行政不服審査法との関係）

第八十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第二章第一節から第三節まで）（不服申立てに係る手続を除く。）の定めるところによる。

2 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

第二款 異議申立て（異議申立書の記載事項）
第八十一条 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 異議申立てに係る処分

二 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）

三 異議申立ての趣旨及び理由

四 異議申立ての年月日

(税務署長経由による異議申立て)

第八十二条 第七十五条第二項(国税局又は国税庁の職員の調査に係る処分についての異議申立て)の規定による異議申立ては、当該異議申立てに係る処分をした税務署長を経由してすることとできる。この場合においては、当該税務署長に前条の書面(以下「異議申立書」という。)を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税庁長官に送付しなければならない。

3 第一項の場合における異議申立期間の計算については、同項の税務署長に異議申立書が提出された時に異議申立てがされたものとみなす。

(決定)

第八十三条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、当該異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の長(以下「異議審理庁」という。)は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 異議申立てが理由があるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てに係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(決定の手続等)

第八十四条 異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べ機会を与えなければならない。この場合において、異議申立人は、異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせることができる。

3 異議申立てについての決定は、異議審理庁が異議申立人(当該異議申立てが処分の相手方)

外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、異議申立人及び処分の相手方)に異議決定書の謄本を送達して行なう。

4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。

5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。

6 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができ旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(納税地異動の場合における異議申立先等)

第八十五条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長又は国税局長(以下この条及び次条において「税務署長等」という。)の処分(国税の徴収に関する処分及び滞納処分)その例による処分を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について第七十五条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号(税務署長等の処分)についての異議申立て)の規定による異議申立てをする際に、その納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長等と異なることとなるときは、その異議申立ては、これらの規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとみなす。

2 前項の規定による異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署又は国税局の

名称を附記しなければならない。

3 第一項の場合において、異議申立書がその処分に係る税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その異議申立書を受理することとできる。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

4 前項の異議申立書を受理した税務署長等は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)

第八十六条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等と異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立人の申立てにより、又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等にはじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なう。

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」という。)をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

第三款 審査請求

(審査請求書の記載事項等)

第八十七条 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 審査請求に係る処分

二 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日(当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日とし、異議申立てについての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には異議決定書の謄本の送達を受けた年月日とする。)

三 審査請求の趣旨及び理由

四 審査請求の年月日

2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、同項に規定する事項のほか、第七十五条第四項第三号(特別な場合の審査請求)の規定により異議申立てをしない審査請求をする場合には同号に規定する正当な理由を、同条第五項の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には異議申立てをした年月日を記載しなければならない。

3 第一項第三号に規定する趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、処分に係る通知書その他の書面により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張が明らかにされていなければならないものとする。

4 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

(処分庁経由による審査請求)

第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分(当該処分に係る異議申立てについての決定を含む。)をした行政機関の長を経由してすることとできる。この場合においては、当該行政機関の長に審査請求書を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書の正本を国税不服審判所長に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、同項の行政機関の長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。(合意によるみなす審査請求)

第八十九条 税務署長、国税局長又は税関長に対

して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

2 前項の通知に係る書面には、異議申立てに係る処分理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を附記しなければならない。

3 第一項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。この場合においてはその送付された異議申立書は、審査請求書とみなす。

(他の審査請求に伴うみならず審査請求)

第九十条 更正決定等(源泉徴収等による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、第四百四条(併合審理等)及び第四百五十一条第二号(不服申立ての前置等)において同じ)について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等(その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第四百四条及び第四百五十一条第二号において同じ)についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てがされた税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該異議申立て

がされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 前条第二項の規定は第一項又は第二項の通知に係る書面について、同条第三項後段の規定は前項の場合について準用する。

(補正)

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(却下)

第九十二条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不適法であるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第一項第一号国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。

2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない

い。

4 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

第九十四条 国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官一名及び参加審判官二名以上を指定する。

(証拠書類等の提出)

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第四項(答弁書の送付)の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第九十六条 原処分庁は、処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる。

2 審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理のための質問、検査等)

第九十七条 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができ

一 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という)又は関係人その他の参考人に質問すること。
二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者

に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。
三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。
四 鑑定人に鑑定させること。

2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げる行為をすることができ

3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第一項第一号及び第三号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 国税不服審判所長は、審査請求人等(審査請求人と特殊な関係がある者が政令で定めるものを含む)が、正当な理由がなく、第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になつた場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができる。

5 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁決)

第九十八条 審査請求が理由がないときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

2 審査請求が理由があるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

3 国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。(国税庁長官の指示等)

第九十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が發した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示をするときは、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審査会の議に付し、その意見を尊重してこれをしななければならない。

(国税審査会)

第一百条 前条第二項の規定に基づき国税庁長官から意見を求められた事項について調査審議するため、国税庁に国税審査会を置く。

2 国税審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、国税庁長官が大蔵大臣の承認を受けて、任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員の互選により国税審査会の会長として定められた者は、会務を総理する。

7 委員は、非常勤とする。

8 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

9 国税審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(異議申立てに関する規定の準用等)

第一百一条 第八十四条第一項から第五項まで(決定の手続等)の規定は、審査請求の審理及び裁決について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「異議審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、同条第三項及び第四項中「異議

審理庁」とあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「前条第三項の規定による決定」とあるのは「第九十八条第二項(裁決)の規定による裁決」と、「異議決定書」とあるのは「裁決書」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 国税不服審判所長は、前項において準用する第八十四条第三項の規定により裁決書の謄本を審査請求人に送達するときは、原処分(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分)についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む)にもこれを送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第一百二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならない。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第一百三条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)(第九十九条第五項(参加人)についての準用)

において準用する場合を含む)の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

第四款 雑則

(併合審理等)

第一百四条 異議審理庁又は国税不服審判所長(以下「国税不服審判所長等」という)は、必要があると認めるときは、数箇の不服申立てを併合し、又は併合された数箇の不服申立てを分離することができ。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3 前項の規定の適用がある場合には、国税不服審判所長等は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前二項の規定は、更正の請求に対する処分にについて不服申立てがされている場合において、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は決定があるときについて準用する。

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第一百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不

服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができ。

3 異議審理庁は、異議申立人が、担保を提供して、異議申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

4 国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第四十三条及び第四十四条(徴収の所轄庁)の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長(以下この条において「徴収の所轄庁」という)の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

5 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、徴収の所轄庁に対して、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前二項の規定により徴収の猶予等又は差押えの解除

等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の執行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならぬ。

7 第四十九条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、第二項、第三項又は前項の規定に基づく処分の取消しについて準用する。この場合において、同項の規定による処分の取消しについて同条第一項の規定を準用するときは、同項中「税務署長等」とあるのは、「徴収の所轄庁は、国税不服審判所長の同意を得て」と読み替へるものとする。

（不服申立人の地位の承継）

第百六条 不服申立人が死亡したときは、相続人（民法第九百五十一条（相続財産法人）の規定の適用がある場合には、同条の法人）は、不服申立人の地位を承継する。

2 不服申立人について合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、不服申立人の地位を承継する。不服申立人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、また同様とする。

3 前二項の場合において、不服申立人の地位を承継した者は、書面その旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税不服審判所長等の許可を得て、不服申立人の地位を承継することができ（代理人）

第百七条 不服申立人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができ、ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面その旨を国税不服審判所長に届け出なければならない。

（総代）

第百八条 多数人が共同して不服申立てをするときは、三人をこえない総代を選任することができ、

2 共同不服申立人が総代を選任しない場合において、必要があると認めるときは、国税不服審判所長等は、総代の互選を命ずることができ、

3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができ、

4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができ、

5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等（担当審判官を含む。）の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においては、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができ、

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

（参加人）

第百九条 利害関係人は、国税不服審判所長等の許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができ、

2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。

3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項（審理のための質問、検査等）の行為をすることができ、

5 第八十四条第一項及び第二項（口頭による陳述）（第百一条第一項（異議申立てに関する規定の準用））において準用する場合を含む。並びに第九十六条第二項及び第三項（原処分庁から提出された物件の閲覧）の規定は参加人について、第九十五条（証拠書類等の提出）の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。

（不服申立ての取下げ）

第百十條 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができ、

2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合

二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合

三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て

（教示）

第百十一條 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面その旨を異議申立人に教示しなければならない。

2 第八十九条第二項（処分の理由の附記）の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

（誤つた教示をした場合の救済）

第百十二條 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、第七十五条第四項第二号（教示をした場合の審査請求）の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 前項の規定により異議申立書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす。

（首席審判官への権限の委任）

第百十三條 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を首席国税審判官に委任することができる。本則に次の一章を加える。

第十章 罰則

第百二十六條 第九十七条第一項第一号若しくは第二項（審理のための質問、検査等）の規定による質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、若しくは当該検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を掲示した者は、三万円以下の罰金に処する。ただし、同条第四項に規定する審査請求人等は、この限りでない。

第二百二十七条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、国税通則法目次、第十一条、第十三条、第八章及び第九章の改正規定、同法に第十章を加える改正規定並びに附則第六條から第八條まで及び第十條から第二十四條まで（附則第十條、第十一條、第十五條及び第十八條中所得税法（昭和四十二年法律第三十三號）第百十九條、第百五十二條及び第百五十三條、法人税法（昭和四十年法律第三十四號）第八十二條、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五號）第三十一條第二項並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七號）第十一條の改正規定を除く。）の規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

（更正の請求に關する経過措置）

第二条 改正後の国税通則法（以下「新法」という。）第二十三條第一項の規定は、改正前の国税通則法（以下「旧法」という。）第二十三條第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する更正の請求について適用する。

（還付加算金に關する経過措置）

第三条 新法第五十八條の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充當をする国税（その滞納処分費を含む。）に係る還付金又は過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に對應するものの計算については、なお従前の例による。

行後に支払決定又は充當をする国税（その滞納処分費を含む。）に係る還付金又は過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に對應するものの計算については、なお従前の例による。

（延滞税に關する経過措置）

第四条 新法第六十三條第四項の規定は、この法律の施行後における差押え又は担保の提供がされてゐる期間に係る延滞税の額の計算について適用する。

（不服申立期限の特例）

第五条 昭和四十四年四月一日以後にされた国税に關する法律に基づく処分について、旧法第七十六條第一項の規定により異議申立てをし、又は旧法第七十九條第一項若しくは第二項の規定により審査請求をする場合には、当該異議申立て又は審査請求をすることが出来る期限は、これらの規定にかかわらず、当該処分があつたことを知つた日（その処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して二月を経過する日とする。

（従前の手続の効力）

第六条 国税に關する法律に基づく処分（酒税法第二章の規定による処分を除く。）に対する異議申立て若しくは審査請求又はこれらについての決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続で、附則第一條ただし書に規定する日の前日までに旧法又は行政不服審査法の規定によつてされたものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる処分又は手続とみなして、新法第八章第一節の規定を適用する。

一 異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続 新法の相当規定によつてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続
二 国税局長に對してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続 新法の相当規定により国税不服審判所長に對

してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続
三 国税庁長官に對してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続 新法第七十五條第二項第二号の規定によつてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続

2 前項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものに係る旧法第八十三條第一項の協議団の議決は、新法第九十八條第三項の議決とみなす。

（答弁書の特例）

第七条 前条第一項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものについては、国税不服審判所長は、新法第九十三條第一項及び第九十四條の規定にかかわらず、答弁書を提出させないで担当審判官を指定することが出来る。

（不服申立ての前置の特例）

第八条 附則第一條ただし書に規定する日前に、旧法の規定により国税局長又は税関長に對してされた異議申立てがある場合における新法第十五條第一項の規定の適用については、当該異議申立てに係る処分は異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることが出来る処分に含まれないものとし、当該異議申立ては国税庁長官に對してされたものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

第十条 所得税法の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四十二号中「第八十九條第二項」を「第百七十七條第二項」に改める。
第十条第一項中「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「前項第四号」を

「前項第三号」に改め、同条第六項中「第三項第四号及び第五号」を「第三項第三号及び第四号」に改める。
第十九條中「国税通則法第七十六條第一項（異議申立て）の規定による」を削り、「決定」の下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

第百十九條中「及び第六十三條第一項」を「並びに第六十三條第一項及び第四項」に改める。
第百五十二條及び第百五十三條中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十一条 法人税法の一部を次のように改正する。
第十九條中「国税通則法第七十六條第一項（異議申立て）の規定による」を削り、「決定」の下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。
第八十二條中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第百四十五條第二項の表第七十一條第一項（中間申告）の項中「第八十九條第二項」を「第百七十七條第二項」に改める。
第百四十八條第一号中「名称、本店又は主たる事務所の所在地」及び「及び代表者の氏名」を削る。
第百四十九條第一号中「名称、本店又は主たる事務所の所在地」を削る。
第百五十條第一項第一号を次のように改める。

一 その納税地

（入場税法の一部改正）
第十二條 入場税法（昭和二十九年法律第九十六號）の一部を次のように改正する。
第八條第三項中「氏名又は名称、」を削る。
（とん税法の一部改正）
第十三條 とん税法（昭和三十三年法律第三十七號）の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「第九十一條第一項」を「第

百十九条第一項に、「同法第九十二條第一項」を「同法第九十二條第一項」に改める。
(關稅法の一部改正)

第十四条 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の四中「第九十條第一項」を「第一百十八條第一項」に、「同法第九十一條第一項」を「同法第九十九條第一項」に、「同法第九十二條第一項」を「同法第一百二十條第一項」に改める。
(登録免許稅法の一部改正)

第十五条 登録免許稅法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項第三号中「第七十九條第一項(審査請求)」を「第七十五條第一項第五号(他の行政機關の処分についての審査請求)」に改め、同条第二項中「一月」を「一年」に改める。
(資産再評價法の一部改正)

第十六条 資産再評價法(昭和二十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第六項中「第八十九條第二項」を「第一百十七條第二項」に改める。
第八十二條の二第二項及び第八十九條中「第九十條」を「第一百十八條」に、「第九十一條」を「第一百十九條」に改める。
(租稅特別措置法の一部改正)

第十七条 租稅特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。
(國稅徵收法の一部改正)

第十八条 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第十一條中「第八條第一項第一号又は第四号」を「第八條第一項第二号若しくは第六号」に改める。
第一百十四條中「第八十四條第一項ただし書」を「第一百五條第一項ただし書」に改める。

第七十一條第一項中「第七十六條第一項、第三項又は第四項」を「第十一條(災害等による期限の延長)又は第七十七條」に、「一月」を「二月」に改め、同条第二項中「第七十九條第一項又は第二項」を「第七十五條第一項第二号若しくは第四項」に、「同法第八十七條第一項第四号」を「同法第一百五條第一項第三号」に、「第七十六條第一項、第三項又は第四項」を「第十一條(災害等による期限の延長)又は第七十七條」に改める。
第七十三條第一項中「又は税關長」を「若しくは税關長又は國稅不服審判所長」に改める。
(稅理士法の一部改正)

第十九條 稅理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項中「國稅庁協議団又は國稅局協議団の協議官」を「國稅不服審判所の担当審判官」に改める。
(失業保險法の一部改正)

第二十條 失業保險法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の三第二項中「第九十二條」を「第二百十條」に改める。
(土地改良法の一部改正)

第二十一條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十條の二第八項中「第九十條第三項」を「第一百十八條第三項」に、「第九十一條第四項」を「第一百十九條第四項」に改める。
(農地法の一部改正)

第二十二條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第七項中「第九十條第三項」を「第一百十八條第三項」に、「第九十一條第四項」を「第一百十九條第四項」に改める。
(地方自治法の一部改正)

第二十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第七項中「鐵道現業官署」を「國稅不服審判所の支部、鐵道現業官署」に改める。
(大藏省設置法の一部改正)

第二十四條 大藏省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号中「協議団」を「國稅不服審判所」に改める。
第三十九條を次のように改める。
(國稅不服審判所)

第三十九條 國稅庁に國稅不服審判所を置く。
2 國稅不服審判所の組織、所掌事務及び權限は、國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の定めるところによる。
第四十一條第一項中「稅理士試験委員、稅理士試験を行うこと」を

「稅理士試験委員會、國稅通則法第九十九條、稅理士試験委員會、稅理士試験」に改める。

第二項の規定に基づき國稅庁長官から意見を求められた事項について調査審議することを行なうこと。
改める。
第四十五條を次のように改める。
第四十五條 削除
第四十六條の見出し中「その他の」を削る。

理由

今次の稅制改正の一環として、納稅者の權利救濟制度の改善を図るため、國稅不服審判所の設置、不服申立期間の延長、不服申立ての審理手続の合理化等の措置を講ずるほか、更正の請求ができる期間を延長するとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國稅審判法案
國稅審判法

目次

- 第一章 總則(第一條・第二條)
- 第二章 國稅審判庁(第三條・第十六條)
- 第三章 審判(第十七條・第五十六條)
- 第四章 罰則(第五十七條・第五十八條)
- 附則

第一章 總則

(この法律の目的)
第一條 この法律は、國稅に係る行政庁の違法又は不當な処分その他公權力の行使に當たる行為に對する不服について、獨立の國稅審判庁が審判を行なうこととする制度を設け、もつて納稅者の權利利益の救済を図り、あわせて稅務行政の適正な執行に資することを目的とする。
(定義)

第二條 この法律において「國稅」とは、國が課する稅のうち關稅、とん稅及び特別とん稅以外のものをいう。

2 この法律にいう「処分」には、各本條に特別の定めがある場合を除くほか、公權力の行使に當たる事実上の行為でその内容が繼續的性質を有するもの(以下「事實行為」という)が含まれるものとする。

第二章 國稅審判庁

(設置)
第三條 内閣總理大臣の所轄の下に、國稅審判庁を置く。
(種別)
第四條 國稅審判庁は、中央國稅審判庁及び地方國稅審判庁の二とする。

2 中央國稅審判庁は、東京部に置く。
3 地方國稅審判庁の名稱、位置及び管轄區域は、別表のとおりとする。
(所掌事務)

第五條 國稅審判庁は、國稅に係る行政庁の処分についての不服に對する審判に關する事務をつかさどる。

(権限)

- 第六条 国税審判庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてされなければならない。
- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
 - 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
 - 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所を設置し、及び管理すること。
 - 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
 - 五 職員任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。
 - 六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。
 - 七 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。
 - 八 国税審判庁の公印を制定すること。
 - 九 国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審判を行なうこと。
 - 十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国税審判庁に属させられた権限
- (長官及び庁長)
- 第七条 中央国税審判庁に長官を、各地方国税審判庁に庁長を置く。
- 第八条 中央国税審判庁長官は、国税審判庁審判官の経歴を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 第九条 地方国税審判庁長官は、国税審判庁審判官のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- (職権の行使)
- 第十条 審判官（中央国税審判庁長官及び国税審判庁審判官をいう。以下同じ。）は、独立してその職権を行なう。
- (審判官、調査官及び事務官)
- 第十一条 各国税審判庁に、国税審判庁審判官、国税審判庁調査官及び国税審判庁事務官を置く。

(権限)

- 2 国税審判庁調査官は、審判官の命を受けて、第五條（所掌事務）に規定する審判に関して必要な調査をつかさどる。
 - 3 国税審判庁事務官は、上司の命を受けて、国税審判庁の事務をつかさどる。
 - 4 各国税審判庁の長が指定する国税審判庁事務官は、審判官の命を受けて、事件に関する書類の作成、保管及び送達に関する事務をつかさどる。
 - 5 国税審判庁審判官は、国税に關し學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- (構成)
- 第十二条 中央国税審判庁における審判は、審判官五人をもつて構成する合議体で行なう。
- 第十三条 地方国税審判庁における審判は、審判官三人をもつて構成する合議体で行なう。ただし、簡易な事項に係る処分については、地方国税審判庁は、審判請求人の同意を得たときは、一人の審判官で審判を行なう。
- 第十四条 第一項及び前項本文の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。
- 第十五条 第二項ただし書の規定により一人で審判を行なう審判官は、事件が一人の審判官で審判を行なうのに不適当であると認めるときは、同項本文に規定する合議体で審判を行なう旨の決定をすることが出来る。
- (中央国税審判庁長官の職務)
- 第十六条 中央国税審判庁長官は、次の各号に掲げる職務を行なう。
- 一 中央国税審判庁の所掌事務を掌理し、その所属職員を指揮監督すること。
 - 二 地方国税審判庁長官を監督すること。
 - (地方国税審判庁長官の職務)
 - 第十三条 地方国税審判庁長官は、その地方国税審判庁の所掌事務を掌理し、かつ、その所属職員を指揮監督する。
 - (監督権と審判権との関係)
 - 第十四条 前二条の監督権は、審判官の審判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することは

(定員)

- 第十四条 国税審判庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十九条第一項（定員）の定員は、千七人とする。
- (支部)
- 第十五条 地方国税審判庁の事務の一部を取り扱わせるため、その地方国税審判庁の管轄区域内に、地方国税審判庁の支部を設ける。
- (政令への委任)
- 第十六条 国税審判庁の事務処理に関する事項は、政令で定める。
- 第三章 審判
- (審判の請求)
- 第十七条 国税に係る処分（行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）第四條第一項第七号（不服申立てをすることができない処分）に掲げる処分に該当するものを含まないものとする。以下この章において同じ。）で国税庁長官がしたものに不服がある者は中央国税審判庁に対し、国税に係る処分（国税局長、税務署長、税関長又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長がしたものに不服がある者は当該国税局、税務署、税関又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の所在地を所轄する地方国税審判庁に対し、それぞれ、その処分があつたことを知つた日（その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この条において同じ。）の翌日から起算して二月以内に）審判の請求をすることが出来る。
- 第十八条 国税に係る処分（国税局長、税務署長、税関長又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長がしたものに不服がある者が当該行政機関の長がしたものに不服がある者がある場合において、次の各号の一に該当するとき）は、その審判の請求は、前項、第五項及び次条第一項の規定にかかわらず、中央国税審判庁に對してしなければならない。
- 一 その処分が、税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が国税庁の当該

(職員)

- 職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものであるとき。
- 二 その不服が国家行政組織法第十四條第二項（訓令又は通達）の規定により国税庁長官が発する通達が法令に適合しないことを理由とするものであるとき。
- 3 国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員（審判官を除く。）がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の長がした処分とみなして、前二項の規定を適用する。
- 4 審判の請求は、国税に係る行政庁の処分（不服がある者が国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第七十六條第一項（異議申立て）の規定による異議申立て又は同法第七十九條第一項若しくは第二項（審査請求）の規定による審査請求をしたときは、することができない。）
- 5 国税通則法第七十六條第一項の規定による税務署長に対する異議申立てについての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者がその決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、前項の規定にかかわらず、当該税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に對し、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内に審判の請求をすることが出来る。
- 6 税務署長がした処分（国税通則法第七十六條第二項の規定により税務署長がした処分とみなされるものを含むものとし、同法第七十九條第一項第一号に掲げる処分に該当するものを除くものとする。）について同法第七十六條第一項の規定による異議申立てがされた場合において、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過する日までに、その異議申立てについて決定がされないとき（同法第八十條第一項（税務署長が適当と認める場合のみならず審査請求）の規定により審査請求がされたものとみなされ

たときを除く。は、当該異議申立てをした者は、第四項の規定にかかわらず、当該税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に対し、当該三月を経過する日の翌日から起算して一月以内に審判の請求をすることができ。ただし、審判の請求をするまでの間に当該異議申立てについての決定があつたときは、この限りでない。

7 前項の規定による審判の請求があつた場合には、同項の異議申立ては、その審判の請求がされた日に取り下げられたものとみなす。

8 税務署長は、国税通則法第七十六条第一項の規定による異議申立てをすることができ、処分を撤回する場合には、処分の相手方に対し、行政不服審査法第五十七条（審査庁等の教示）に規定する事項のほか、第六項の規定による審判の請求をすることができ、旨並びに審判の請求をすべき国税審判庁及び審判の請求をすることができ、期間を教示しなければならない。

9 第一項、第五項又は第六項の場合において、天災その他第一項、第五項又は第六項の期間内に審判の請求をしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に第一項、第五項又は第六項の審判の請求をすることができ。

10 審判の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

11 審判請求書を郵便で提出した場合における審判の請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

12 処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）が誤つて第一項、第五項、第六項、第九項又は第十項に規定する期間よりも長い期間を審判の請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審判の請求がされたときは、当該審判の請求は、それぞれ第一項、第五項、第六項、第九項又は第十項に規定する期間内に

されたものとみなす。

13 国税通則法第八章第一節（不服審査）又は行政不服審査法の規定による不服申立てについての決定又は裁決その他の処分については、第一項の規定にかかわらず、審判の請求をすることができない。

14 第一項、第五項、第六項、第九項又は第十項に規定する期間及び当該期間の末日たる期限については、国税通則法第十條（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用があるものとする。

（納税地異動の場合における審判請求先等）
第十八条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分（国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の規定による督促及び滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項、第五項又は第六項の規定による審判の請求をする際に納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長とが異なるときは、その審判の請求は、前条第一項、第五項又は第六項の規定にかかわらず、現在の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に対してしなければならない。

この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2 前項の審判の請求をする者は、審判請求書にその処分に係る税務署の名称を附記しなければならない。

（審判請求後の納税地異動の場合における審判機関の特例）
第十九条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について審判の請求がされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その審判の請求がされている地方国税審判庁と異動後の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁とが異なることとなるときは、当該審判の請求がされている地方国税審判庁は、審判請求人の申立てにより、当該審判の請求に係る事件を異動後の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に移送することができ。

2 前項の規定により審判の請求に係る事件の移送があつたときは、はじめからその移送を受けた地方国税審判庁に審判の請求がされたものとみなし、当該地方国税審判庁がその審判の請求についての裁決を行なう。

3 第一項の規定により審判の請求に係る事件を移送したときは、その移送をした地方国税審判庁は、その審判の請求に係る審判請求書及び関係書類その他の物件をその移送を受けた地方国税審判庁に送付し、かつ、その旨を審判請求人及び処分庁に通知しなければならない。

（審判請求の方式）
第二十条 審判の請求は、審判請求書を提出してしなければならない。

2 審判請求書は、正副二通を提出しなければならない。

（法人でない社団又は財団の審判の請求）
第二十一条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審判の請求をすることができ。

（総代）
第二十二条 多数人が共同して審判の請求をしうとするときは、三人をこえない総代を互選することができる。

2 共同審判請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、国税審判庁は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審判請求人のために、審判の請求の取下げを除き、当該審判の請求に関する一切の行為をすることができ。

4 総代が選任されたときは、共同審判請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができ。

5 共同審判請求人に対する行政庁の通知その他

の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審判請求人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

（代理人）
第二十三条 審判請求人、処分庁及び参加人（以下「事件関係人」という。）は、弁護士、税理士又は国税審判庁の承認を得た者を代理人とすることができ。

2 国税審判庁は、前項の承認をした者につき、代理人として適当でない事実のあることが判明したときは、同項の承認を取り消すことができる。

人によつて審判の請求をするときは、審判請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 審判請求書には、審判請求人（審判請求人が法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審判の請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

（請求の却下）

第二十六条 審判の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、国税審判庁は、裁決で、これを却下しなければならない。

（補正）

第二十七条 審判の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、国税審判庁は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 国税審判庁は、審判請求人が前項の期間内に補正しないときは、裁決で、審判の請求を却下することができる。ただし、同項の不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

3 前二項に規定する期間及び当該期間の末日たる期限については、国税通則法第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用があるものとする。

（管轄による移送）

第二十八条 審判の請求が管轄違であるときは、国税審判庁は、すみやかに、当該審判の請求に係る事件を管轄国税審判庁に移送しなければならない。

2 第十九条第二項及び第三項（事件の移送による法律関係等）の規定は、前項の場合について準用する。

（審判請求書の副本の送達）

第二十九条 国税審判庁は、審判の請求を受理したときは、すみやかに、審判請求書の副本を処分庁に送達しなければならない。

（答弁書の提出等）

第三十条 処分庁は、審判請求書の副本の送達を答けたときは、これに対する答弁書を国税審判庁の指定する期日までに国税審判庁に提出しなければならない。

2 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分庁から答弁書の提出があつたときは、国税審判庁は、その副本を審判請求人に送付しなければならない。

4 第一項に規定する期日については、国税通則法第十条第二項（期限の特例）の規定の適用があるものとする。

（審判官の除斥）

第三十一条 審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が審判請求人若しくは参加人であるとき、又はあつたとき。

二 審判官が審判請求人若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 審判官が審判請求人又は参加人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について審判請求人若しくは参加人の代理人であるとき、又はあつたとき。

六 審判官が審判の請求に係る処分について国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員の職務（不服申立てについての職務を含む）を行つたとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、国税審判庁は、審判請求人、処分庁又は参加人（次条において「審判請求人等」という。）の申立てにより又は職権で除斥の審判をする。

（審判官の忌避）

第三十二条 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、審判請求人等は、これを忌避することができ。

2 審判請求人等は、事件について審判官の面前で陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後になつたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立ての方式）

第三十三条 除斥又は忌避の申立てをする者は、書面又は口頭をもつてその原因を開示しなければならない。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。

3 前項に規定する期間及び当該期間の末日たる期限については、国税通則法第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用があるものとする。

（除斥又は忌避の申立てについての決定等）

第三十四条 除斥又は忌避については、その申立てに係る審判官以外の審判官が決定で審判をする。ただし、その申立てに係る審判官は、意見を述べるることができる。

2 前項の決定は、書面で行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで審理手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（参加）

第三十五条 国税審判庁は、必要があると認めるときは、申立てにより、利害関係のある第三者を審理手続に参加させることができる。

2 国税審判庁は、前項の場合においては、あらかじめ当事者及び当該第三者の意見を聞かなければならない。

（審判の請求と国税の徴収との関係）

第三十六条 国税に係る行政庁の処分に対する審判の請求は、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その審判の請求についての裁決があるまで、することができない。

2 国税審判庁は、審判請求人が、審判の請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないことを求めた場合には、当該審判の請求について明らかに理由がないとみえるとき及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実があるときを除き、政令で定めるところにより、処分庁に對し、その差押えをしないことを命じなければならない。

3 国税審判庁は、審判請求人が、相当の担保を提供して、審判の請求の目的となつた処分に係る国税につき、既に差押えされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合には、政令で定めるところにより、処分庁に對し、その差押えを解除することを命じなければならない。

4 前項の規定により提供される担保の種類については、国税通則法第五十条（担保の種類）の規定の適用があるものとする。

5 国税通則法第四十九条第一項第一号及び第三項（繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し）の規定は第二項の規定による徴収又は滞納処分の続行の停止の取消しについて、同法第五十一条第一項及び第二項（担保の変更等）の規定は第三項の規定による担保の提供があつた場合について、同法第五十四条（担保の提供等に関する細目）の規定は第三項の規定による担保の提供の手続その他当該担保に関し必要な手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十一条第一項及び第二項中「税務署長等」とあるのは、「国税審判庁」と読み替へるものとする。

(審理期日及び場所)

第三十七条 国税審判庁は、審理期日及び場所を定め、審判請求人及び処分庁に通知しなければならない。

(審理の指揮)

第三十八条 審理期日における審理の指揮は、審判長(一人の審判官で審判を行なう場合には、審判官)が行なう。

(意見の陳述)

第三十九条 事件関係人は、審理期日に出席して、意見を述べることができる。

(証拠提出の順序)

第四十条 国税審判庁が処分庁の主張を合理的と認めたときは、審判の請求をした者がまず証拠の申出をし、その後処分庁が証拠の申出をするものとする。

2 処分庁は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

3 審判の請求の目的となつた処分が次の各号に掲げる処分に該当するときは、第一項の規定にかかわらず、処分庁がまず証拠の申出をし、その後審判の請求をした者が証拠の申出をするものとする。

一 国税通則法第六十八条(重加算税)の規定による重加算税に係る賦課決定

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百五十条(青色申告の承認の取消し)又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二百一十七条(青色申告の承認の取消し)の規定による青色申告の承認の取消し

(手続の併合又は分離)

第四十一条 国税審判庁は、必要があると認めるときは、数個の審判の請求を併合し、又は併合された数個の審判の請求を分離することができる。

(併合審理等)

第四十二条 国税通則法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正若しくは同法第二十五条(決定)の規定による決

定、同法第三十二条第一項若しくは第二項(賦課決定)の規定による決定又は同法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税に係る同法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知(以下この条において「更正決定等」という。)について審判の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税審判庁は、申立てにより、前条の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等につき同法及び行政不服審査法の規定による不服申立て若しくは不服申立てについての決定若しくは裁決がなされているとき、又は当該他の更正決定等につき審判の請求についての裁決がなされているときは、この限りでない。

2 前項の申立てがあつた場合には、国税審判庁は、当該審判の請求についての裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(審理のための処分)

第四十三条 国税審判庁は、審理を行なうため必要があるときは、事件関係人の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 国税審判庁は、審判官に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする審判官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 国税審判庁は、事件関係人が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第三号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その審判の請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(調書)

第四十四条 国税審判庁は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 利害関係人は、総理府令で定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(手続の受継)

第四十五条 審判請求人が審判の裁決前に死亡したときは、承継人が、審判の請求の手続を受け継ぐものとする。

2 審判請求人について審判の請求の裁決前に合併があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団又は合併により設立された法人その他の社団若しくは財団が、審判の請求の手続を受け継ぐものとする。

3 前二項の場合には、審判の請求の手続を受け継いだ承継人又は合併後の法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を国税審判庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団にあつては通知その他の行為が審判の請求の手続を受け継いだ承継人又は合併後の法人そ

の他の社団若しくは財団に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審判の請求の手続を受け継いだ承継人が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審判の請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税審判庁の許可を得て、審判の請求の手続を受け継ぐことができる。

(審判の請求の取下げ)

第四十六条 審判請求人は、裁決があるまでは、いつでも審判の請求を取り下げることができる。

2 審判の請求の取下げは、書面でしなければならない。

(本案の裁決)

第四十七条 審判の請求が理由がないときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却する。

2 処分(事実行為を除く。)についての審判の請求が理由があるときは、国税審判庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

3 事実行為についての審判の請求が理由があるときは、国税審判庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

4 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審判請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却することができる。この場合には、国税審判庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)

第四十八條 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審判長及び合議に關与した審判官が、これに署名押印をしなければならぬ。審判長又は合議に關与した審判官が署名押印をすることができないときは、合議に關与した審判官又は審判長が、その事由を附記して署名押印をしなければならぬ。

(裁決の効力発生)

第四十九條 裁決は、審判請求人(当該審判の請求が処分相手方以外の者のしたものである場合における第四十七條第二項又は第三項(本案の裁決)の規定による裁決にあつては、審判請求人及び処分相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができ、その効力を生ずる。

3 公示の方法による送達は、国税審判庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該国税審判庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 国税審判庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付することにより裁決の通知をしなければならない。

5 第三項に規定する期間及び当該期間の末日たる期限については、国税通則法第十條(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用があるものとする。

(裁決の拘束力)

第五十條 裁決は、關係行政庁を拘束する。
2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、当該処分が取り消された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分相手方以外の利害關係人に通知された処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、その通知を受けた者(審判請求人及び参加人を除く)に当該処分が取り消された旨を通知しなければならない。

(書類その他の物件の返還)

第五十一條 国税審判庁は、裁決をしたときは、すみやかに、事件につき第四十三條第一項第三号(審理のための処分)の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(裁決の変更等)

第五十二條 裁決の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九號)第百九十三條ノ二第二項(判決の変更)及び第百九十四條第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「裁決」と、「裁判所」とあるのは「国税審判庁」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ裁決が審判請求人ニ送達セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と読み替へるものとする。

(不服申立ての制限)

第五十三條 国税審判庁がこの法律の規定によつてした裁決その他の処分第四十三條第二項(審理のための処分)の規定によつて審判官がした処分を含むについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(差別的取扱の禁止)

第五十四條 国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機關の職員は、納税義務者が審判の請求をしたことのためにその納税義務者に対して

差別的な取扱をするようなことがあつてはならない。

(政令への委任)

第五十五條 この章に定めるもののほか、審判に關する手続は、政令で定める。

(審判に關する規定の適用除外)

第五十六條 この章の規定は、酒税法(昭和二十八年法律第六號)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分については、適用しない。

第四章 罰則

第五十七條 第四十三條第一項第四号又は第二項(審理のための処分)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した事件關係人以外の者は、三万円以下の過料に処する。

第五十八條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに、第四十三條第一項第一号又は第二項(審理のための処分)の規定による參考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者
二 正当な理由がないのに、第四十三條第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して出頭せず、又は鑑定をしない者
三 第四十三條第一項第三号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分違反して物件を提出しない事件關係人以外の者

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。
2 この法律の施行後一年間は、第七條第二項(中央国税審判庁長官の任命)中「国税審判庁審判官の経歴を有する者」とあるのは、「国税審判庁審判官の経歴を有する者又は第九條第五項(国税審判庁審判官の任命)に規定する者」とする。

3 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた国税に係る行政庁の処分についても適用する。この場合において、第十七條第四項(審判の請求をすることができない場合)に規定する異議申立て又は審査請求には、この法律の施行前にされた同項に規定する異議申立て又は審査請求が含まれるものとし、同条第十三項に規定する不服申立てについての決定又は裁決その他の処分には、この法律の施行前にされた同項に規定する不服申立てについての決定又は裁決その他の処分が含まれるものとする。

(経過措置)

4 国税通則法の一部を次のように改正する。
目次中「第七十五條」を「第七十五條・第七十五條の二」に、「第八十八條」を「第八十八條の二」に改める。
第八章第一節第一款中第七十五條の次に次の一條を加える。
(異議申立て等と審判の請求との選択)
第七十五條の二 国税に關する法律に基づく処分不服がある者は、その選択により、この節の定めるところにより不服申立てをし、又は国税審判法(昭和四十四年法律第 号)の定めるところにより審判の請求をすることができ、第七十六條第一項中「一月」を「二月」に改め、同条に次の二項を加える。
6 異議申立ては、第一項に規定する者が国税審判法第十七條第一項(審判の請求)の規定による審判の請求をしたときは、することができない。

7 国税庁長官又は国税局長、税務署長若しくは税関長は、異議申立てを受理したときは、すみやかに、異議申立書の謄本を中央国税審判庁又は当該国税局、税務署若しくは税関の所在地を所轄する地方国税審判庁に送付しなければならない。

ない。

第七十九条第一項及び第二項中「一月」を「二月」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第五項第一号」を「第五項第一号、第六項及び第七項」に、「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十条の見出しを「(税務署長が適当と認める場合のみなす審査請求)」に改め、同条第一項を次のように改める。

税務署長がした処分について異議申立てがされた場合において、異議申立てがされている税務署長においてその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、その異議申立てをした者がこれに同意したときは、その同意があつた日において、当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求がされたものとみなす。

第八十一条第一項中「第八十七条第一項第三号」を「第八十七条第一項第四号」に改める。

第八十二条第一項本文中「不服申立てがされている」を「異議申立て又は審査請求(以下この条及び第八十四条において「異議申立て等」という。)がされている」に、「その不服申立て」を「その異議申立て等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該他の更正決定等につき国税審判法の規定による審判の請求若しくは審判の請求についての裁決がされているとき、又は当該他の更正決定等につき異議申立て等についての決定若しくは裁決がされているときは、この限りでない。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条 削除
第八十四条の見出しを「(異議申立て等と国税の徴収との関係)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「異議申立て等」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長

は、前項の異議申立て等をした者が異議申立て等の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないことを求めた場合には、当該異議申立て等について明らかに理由がないとみえるとき及び第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実があるときを除き、その差押えをしてはならない。

3 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の異議申立て等をした者が、相当の担保を提供して、異議申立て等の目的となつた処分に係る国税につき、既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合には、政令で定めるところにより、その差押えを解除することを命じ、又は自らその差押えを解除しなければならぬ。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(処分庁の訴えの提起)
第八十六条の二 国税審判庁の裁決に不服がある当該裁決に係る処分をした国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長は、その裁決を取り消さなければ著しく公益を害すると認めるときに限り、その裁決の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、裁判所に出訴することができる。

2 前項の場合において当該裁決に係る処分をした者が国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員であるときは、同項の規定の適用については、「国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長」とあるのは、「職員の所属する国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の長」とする。

3 第一項の場合においては、裁判所は、職権で、決定をもつて、当該裁決に係る審判の請求をした者を訴訟に参加させることができる。

4 第一項の場合において、当該裁決に係る審判の請求をした者から参加の申立てがあつたときは、裁判所は、その参加を許さなければならぬ。

5 国税審判庁を当事者とする訴訟については、

各国税審判庁の長が指定する審判官(中央国税審判庁長官及び国税審判庁審判官をいう。)が、国税審判庁を代表する。

第八十七条第一項各号列記以外の部分中「異議申立てをすることが出来る」を「異議申立て又は審判の請求をすることが出来る」に、「(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることが出来るものを含む)」を「及び異議申立てについての決定を経た後審判の請求をすることが出来るもの」に、「異議申立てについての決定又は審判の請求についての裁決」を「異議申立てについての決定又は審判の請求についての裁決」に、「審査請求をすることが出来る処分にあつては審査請求」を「審査請求又は審判の請求をすることが出来る処分にあつては審査請求又は審判の請求」に改め、同項第四号中「又は審査請求についての裁決」を「若しくは審査請求についての裁決又は審判の請求についての裁決」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第八十条第一項第一号(みなす審査にしない旨の申出)」に規定する申出をした「を」を「国税審判法第十七条第六項(異議申立てについての決定が遅延した場合の審判の請求)の規定による審判の請求をしない」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 審判の請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。

第八十七条第二項中「異議申立て又は審査請求について決定又は裁決」を「異議申立て若しくは審査請求又は審判の請求について決定若しくは裁決又は裁決」に、「その決定又は裁決」を「その決定又は裁決又は裁決」に、「決定書又は裁決書」を「決定書若しくは裁決書又は裁決書」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。

3 国税に関する法律に基づく処分次第の各号に掲げるものに係る第一項の抗告訴訟において、同項の規定にかかわらず、相手方当事者がまず証拠の申出をし、その後その訴えを提起した者が証拠の申出をするものとする。

一 第六十八条(重加算税)の規定による重加算税に係る賦課決定
二 所得税法第五十条(青色申告の承認の取消)又は法人税法第二十七条(青色申告の承認の取消)の規定による青色申告の承認の取消
第八章第二節中第八十八条の次に次の一条を加える。

(法務大臣の指揮等の例外)
第八十八条の二 国税審判庁の裁決に係る訴訟については、国の利害に關係のある訴訟については、法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六条(法務大臣の指揮等)の規定は、適用しない。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)
5 前項の規定による改正後の国税通則法(以下「新国税通則法」という。)第七十六条第一項(異議申立て)並びに第七十九条第一項及び第二項(審査請求)の規定は、この法律の施行前にされた国税に関する法律に基づく処分についても適用する。ただし、前項の規定による改正前のこれらの規定によつて生じた効力を妨げない。

6 この法律の施行前にされた附則第四項の規定による改正前の国税通則法(以下「旧国税通則法」という。)第七十九条第三項(二審的審査請求)の規定による審査請求については、この法律の施行後も旧国税通則法(第八十三条(協議団による審理)を除く。)及びこれに基づく命令の例による。この法律の施行前に旧国税通則法第八十条第一項第一号(決定が遅延した場合のみなす審査請求)の規定に該当することによつて同項の規定により審査請求がされたものとみなされたものについても、同様とする。

7 前項の規定によりこの法律の施行後にされる審査請求についての裁決その他の処分については、審判の請求をすることができない。

8 新国税通則法第八十四条第二項及び第三項(異議申立て等と国税の徴収との関係)の規定は、この法律の施行前にされた国税に関する法

は、この法律の施行前にされた国税に関する法

- 律に基づく処分につきこの法律の施行後に同法律第七十六条第一項の規定による異議申立て又は同法第七十九条第一項若しくは第二項の規定による審査請求をする者についても適用する。
- 9 この法律の施行前に旧国税通則法第七十六条第一項（異議申立て）の規定による異議申立て又は同法第七十九条第一項若しくは第二項（始審の審査請求）の規定による審査請求をした者については、この法律の施行後も、旧国税通則法第八十四条第二項から第四項まで（不服申立てと国税の徴収との関係）及びこれに基づく命令の例による。
- 10 新国税通則法第八十八条第三項（証拠申出の順序）の規定は、この法律の施行後に提起される国税に関する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三十一条第一項（抗告訴訟）に規定する抗告訴訟について適用する。
- （国税徴収法の一部改正）
- 11 国税徴収法の一部を次のように改正する。
 第七十一条第二項中「審査請求又は同法」を「審査請求、国税審判法（昭和四十四年法律第 号）第十七条第一項（審判の請求）の規定による審判の請求又は国税通則法に改め、同項中「とあるのは」の下に「当該審判の請求については、「国税審判法第十七条第一項又は第九項から第十二項まで（審判の請求の期間）の規定により審判の請求をする」とを加える。
- 第七十三条第一項各号列記以外の部分中「又は税関長」を「若しくは税関長又は国税審判庁」に改め、同条第二項中「又は裁決」を「若しくは裁決又は裁決」に改める。
- （所得税法の一部改正）
- 12 所得税法の一部を次のように改正する。
 第十九条中「決定」の下に「、国税審判法（昭和四十四年法律第 号）第十七条第一項（審判の請求）の規定による審判の請求についての裁決」を加える。

- （法人税法の一部改正）
- 13 法人税法の一部を次のように改正する。
 第十九条中「決定」の下に「、国税審判法（昭和四十四年法律第 号）第十七条第一項（審判の請求）の規定による審判の請求についての裁決」を加える。
- （国家行政組織法の一部改正）
- 14 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
 別表第一総理府の項中「科学技術庁」を「科学技術庁」に改める。
- （総理府設置法の一部改正）
- 15 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
 第十七条中「科学技術庁」を「科学技術庁」に改める。

別表

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京地方国税審判庁	東京都	東京都 神奈川県 千葉県 山梨県
関東信越地方国税審判庁	東京都	埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 長野県 新潟県
大阪地方国税審判庁	大阪府	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県
札幌地方国税審判庁	札幌市	北海道
仙台地方国税審判庁	仙台市	宮城県 福島県 秋田県 青森県 山形県
名古屋地方国税審判庁	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県
金沢地方国税審判庁	金沢市	石川県 福井県 富山県
広島地方国税審判庁	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松地方国税審判庁	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡地方国税審判庁	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本地方国税審判庁	熊本市	熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県

理由

納税者の権利利益の救済を図り、あわせて税務行政の適正な執行に資するため、国税に係る行政

第十八条の表中科学技術庁の項の次に次のように加える。

国税審判庁
 国税審判法（昭和四十四年法律第 号）

（大蔵省設置法の一部改正）

- 16 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
 第四条第二十二号中「協議団以外の」を削る。
 第三十九条を次のように改める。
 第三十九条 削除
 第四十五条を次のように改める。
 第四十五条 削除
 第四十九条第一項の表中「五一、一五一人」を「五〇、七〇二人」に、「六七、五〇六人」を「六七、〇五七人」に改める。

庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対する不服について、独立の国税審判庁が審判を行なうこととする制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費としては、平年度約十億円の見込みである。

昭和四十四年五月二十一日印刷

昭和四十四年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局